

書簡集・(1987.1~5~)

~2008.11~

目次

No. _____
DATE _____

- 序文的序 2
- ・ ~'87, 1. 8 ~ 松下昇 → 金本浩一 4
- ・ ~'87, 1. 13 ~ 金本浩一 → 松下昇 9
- ・ ~'87, 1. 17 ~ 松下昇 → 金本浩一 13
- ・ ~'87, 1. 21 ~ 松下昇 → 金本浩一 14
- 時の櫻通信でめぐる ~'86, 8. 1 ~ 23 ~ 付の ~μ~ 表現に關連して ~1986~12. 6 ~ 7~
(坂本) 迄 ~
- (坂本) 迄 ~ 氏の ~12. 6 ~ 7 ~ 表現に關連したの感想断片 (~μ~) ~'86, 12, 12 ~
- ・ ~'87, 1. 27 ~ 金本浩一 → 松下昇 14
- ・ ~'87, 1. 29 ~ 松下昇 → 金本浩一 17
- ~1987, 1. 25 ~ (坂本) 迄 ~ → 松下昇
- ・ ~'87, 2, 3 ~ 金本浩一 → 松下昇 21
- ~2, 1 ~ 金本 → 坂本 ~
- ~1, 25 ~ 付の 手紙 (坂本) 迄 ~ 氏の ジュニアの一行を媒介して...
- (坂本) 迄 ~ 氏の ~12. 6 ~ 7 ~ 表現に關連したの感想断片 (~μ~) ~'86, 12, 12 ~
- ・ ~'87, 2, 10 ~ 松下昇 → 金本浩一 24
- 1987年2月5日 村尾建吉 → 松下昇
- '87, 2, 10 夜 松下昇 → 村尾建吉
- ・ ~'87, 2, 13 ~ 松下昇 → 金本浩一 26
- ~'87, 2, 19 ~ 20 ~ 19 次々本りについて ~μ~
- ・ ~'87, 2, 16 ~ 金本浩一 → 松下昇 28
- ~'87, 2, 16 ~ 金本浩一 → 村尾建吉
- ・ ~'87, 2, 26 ~ 松下昇 → 金本浩一 30
- ・ ~'87, 3, 9 ~ 松下昇 → 金本浩一 31
- ~'87, 2, 26 ~ 27 ~ 金本浩一 → 松下昇 32
- ~'87, 3, 9 ~ * <消滅フォーラム> について
- ~'87, 3, 3 ~ 電報表現に併存して... 松下昇 → 岡山大学東洋学研究所 御中
- '87, 3, 3 松下昇 支振連合議 御中 第3小法廷 217号

No. _____
DATE _____

- 2.3 口頭弁論手紙の事後経過報告
- 支振連二二二 65号
- 62. 2. 24 大野誠一 → 松下昇
- '87, 2. 26 松下昇 → 大野誠一
- '87, 1. 21 松下昇 → 北原学人
- 1987年 ~ 2月17日 北原学人 → 松下昇
- '87, 3. 8 松下昇 → 北原学人
- ・ ~'87, 3, 19 ~ ~3, 17 ~ 付の 金本 → 松下昇 氏 について註 ~ の [序] として μ47
- ~'87, 3, 17 ~ 金本浩一 → 松下昇
- ~'87, 3, 12 ~ 金本浩一 → <東洋学研究会 岡山大学東洋学研究会> ~ 様
- ~'84, 5, 7 ~ 松下昇 ~ 金本浩一の前提として <証言> してあること
- 五月三日の会通信第二二二号 -8- ~ -13-
- ・ ~'87, 3, 27 ~ 29 ~ (連連) 松下昇 → 金本浩一 56
- ・ ~'87, 4, 11 ~ 金本浩一 → 松下昇 59
- ~'87, 3, 26 ~ 金本浩一 → 上野靖隆
- 1987年3月26日 村尾建吉 → 金本浩一
- ~'87, 4, 2 ~ 金本浩一 → 村尾建吉
- ・ ~'87, 4, 16 ~ (連連) 松下昇 → 金本浩一 64
- 時の櫻通信第(16)号の発行書記フォーラム ~'87, 3, 30 ~ 発行委員会
- 共同表現論の素材として ~'87, 3, 30 ~ 松下昇
- '87, 3, 26 松下昇 → 田藤
- 1987年4月7日 竹中千恵子 → 鈴木との
- ~'87, 4, 9 ~ 松下昇 → 鈴木との
- 1987, 4, 11 鈴木との → 松下昇
- ~'87, 4, 14 ~ 松下昇 → 鈴木との
- ~'87, 4, 15 ~ 松下昇 → 鈴木との
- ~'86, 5, 15 ~ 金本浩一 → (久住登茂子) 74

・ 及び加す 75

序文の序

DATE

松下昇氏からとどき、いただいている書簡を、破棄・焼却できず、時系列順に整理し、現在の注をつけるからコピーして、ある少数の限られた関係者に手渡し、ある。

そこでふくらんでいるテーマ、事柄、人物について、同じ時間帯に、～わたしのとこには、違い異なる色調の書簡～証言がこのおにもあったが、と、冤罪～意見かつけた返信がある。勿論、独自に、テーマをはらってゐるかの意見、見解が、全く別の視座から寄せられてくるかもしれない。

面白い、～時の楔通信～、概念集を検討、対話、討論しながら、< >～{ }～過程(と称し、称するもの)を根本的、基本的に検証～訂正するある共同的水準の回路を創出しつつ試行して...

書簡(3) (～08.7～)がひとつの形態をとって提示されたことに対して、予想したとはいえず、それ以上の、(1)、(2)を踏まえた、いんげん蔵らしい次のような反応があった。

- ・ 読む以前の文脈で、書簡(群)で浮き彫りにされている一→一の問題が現在それをとり出(出す)しているもの、衝動として伝わってきた、読むだけの文脈が、かたちづかされてい(い)かない。(KM)
- ・ 書簡集(3)序文の冒頭から意味不明の<悪文>となっていて、最終段落も、<何のことか、何か、どうしたのか? おたたく不明でザッパリ判らない!>

序文の Summary は次の二行に要約することかできるとあるが「書簡集作業の観と理念を、深慮をもった現在の言葉につなげよう行きたく、それは、「運動性表現」といふものをめざしている」(MY)

「松下の表現を読みつづいて自ら書くところ転換の場が聞かれる」

- ・ 書簡集(3)と読んだ感じとしては、作業としてゐる人かどに立って来(来)る(編集して)い(い)るか分らない、という点である。(KY)
- ・ <～とあり目を通すだけにもテーマ群の「質量に圧倒され、目その労働から受けるものは異変なく(痛水)に包圍されていくのを感じ>

DATE

るのとは、(1)、(2)の後に(3)を出現させた人(人)の浮力に「新なるところ」で深く長く呼吸される(必要)が十分で(足りないから)あり、<資料の原像>にもこれほどの表現的揚力の力量不足があり、安易に文投が土壌として挿入、並置された資料を単に読む興味も乏しくしていく。要するに、展開～かおもしろくはない。(1)

・ (1)、(2)はともかく、(3)は情説的にも、本質的にも、ある形態をとってく(く)い(い)ることか成立するが... (MS)

- ・ 無～非反応
- ・ 転居先不明で返送
- ・ 書簡集(3)の感想文として、とくに言及されている自～の行状～表現について、関係(史)自己身体性の～塊塊をけがめるように、2Bの鉛筆で書き直したかのように... (3)を解体し、対価～対決していくなかで共同の表現過程として再～編集を迫って来(来)ている... (TH)

・ 「時の楔通信」が縦横無尽に、複素数性の関係を包括した、「80年代の連続時～空間の表現過程」とその方法論の提示という説について、さうだ、と首肯はするが、このような集大成的、手法(=方法論)は、バルザックの「人間喜劇」(2～人物再登場の小説群)がすでに18c初頭～中葉に熟しております。彼は王党派で下(下)は18cの大革命→王制復古→パリ・ジャン・2～以前、ま(ま)の現実世界に反対する、仮想世界を構築した、と思います。

バルザック(1799～1850)と同時的(同時的)にほぼ重なる鶴屋南北(1755～1829)の表現世界の構造を検討してみるとかおもしろいかもしれない。

い(い)か、頭を冷やして、「時の楔通信」論～80年代論、をや(や)ることかお約束します。(MY)

⋮

(それ以外の。のあとの1=バルは異和～強り消していか、結局記(2)ある)

金本浩一様

1. 7ページ 村尾氏から '86. 11. 2~3の読者会の記録
を送っていただいたのですが、金本さんの発言に関連して、
より正確に把握したもので、お叱りですがお答え下さると幸いです。
(記録の部分コピー同封)

① 25ページ ① 「それはおかしい」に 対応する ② の発言は

白紙で、今後 村尾氏に確認するつもりですが、金本氏が
みえ (その場~現在)、何を「おかしい」と判断された
のでしょうか? また、その場で、それと別の方向を
示されたのは、どのような言動でしたか? (私は記憶にありません)

② 28ページ 4行目 ③ の発言内容は? 直後の ④ の発言は

「面白くない」という事ですか?、という趣旨と
お考えになります。また、
7行目の ⑤ の発言については、もし、この通り
であれば、「消滅」という発想をされたのか、
もう少し詳しくお聞かせいただけます。

③ 31ページの ⑥ の発言は、この通りですか? この場合、

「最も責任がある」とは、どのような趣旨
でおっしゃるのでしょうか? 何かお思い
のがありますか、金本さんの発言を
踏まえ、もう一度お考えを
お聞かせいただけます。

④ 32ページ 下から5行目の ⑦ の発言は、

私にはこのように
記憶がなっています。もし、
お間違いありませんか?

以上、気がついたらとご連絡を
させていただきました。
これ以外に、お尋ねの方で、
私の発言等について
お聞きしたい点が、
あれば、お指摘下さい。

この手紙の
お返事は、
私から 11. 2~3
参加者へ
お送りいたします。
(お尋ねの方の
お返事は、
自由です。)

~ '87. 1. 8 ~ 松下 昇

追記 '86. 12. 23に 厚労省の
判決があり、控訴と

強制執行停止申立
を、と 12. 24に
厚労省が
お送りいたします。
その後、
どのような経過
をお知らせ
いたしますか?
補助参加者の
位置から把握
して、お返
事いただけますか?

提起する必要がある。あつに研究室の誰かに提起しにこそが、極限にいき着いたところで、初めて提起足り得るのではいか。勿論、任意の人に對して共闘してもらうとして、何故、ハハ付提起がずっとでてるのか。

村氏が対幻想について発言しているとき、その把握をどのようにされているのか。わたし自身、今は切羽詰った問題を抱えているので、書物を読んでとか知識で展開している。むしろ、時間的緊急性があれば、シボでいいと思う。

松 ⑤ 自分の現場とは

村 ⑥ 家族とか考える会メンバーで抱えていることという意味です。

松 ⑦ 対幻想の問題は共闘できるのですか。

村 ⑧ 対幻想のテーマはすでに実現しはいてあろう。それは多くの障害困難、不可能性に囲まれているから、それだけに困難さに見合う形で共闘できる。

村 ⑨ 例えば、悩みをまくとか。

松 ⑩ 「人間のあらゆる行為は関係がある」とマルクスが言っているとして、例えば、文献の中で論じられることはあっても、対的領域は対的当事者しれわたり得はいいという...方があるが、神を扱うというテーマにしても以前では予想もされてはいたこと。おたしいは一切にタブーはいいという立場で、すべての領域を対等に扱おうとしている。

村 ⑪ ⑩ 幻想領域におけるその位相差を踏まえた上で、ただ、それぞれに位相差があり、それをどのように跨ぎ越すかということの問題ではいいか。

松 ⑫ 幻想領域の関係性が存在する。そのときの意味のちか方をみる必要がある。領域だけをいっているのではなく、その領域を形作っているもの、存在の有り様を扱きには語れてはい。例えば、わたしにらに対して、過激派だと、アパドといふとき、大衆がいう根拠には持ておけない事実性がある。

村

金 ⑬ それはおかしい。吉本は理論的に残るんだといっている。

村 ⑭ それは、共同性と対幻想の比較の問題

金 ⑮ 岡山での校友会の事務労働を媒介して、坂本〜汝本さんから多大の影響を根っている学生にらには、今行き詰まりを感じているように見える。その行き詰まりを突破するために、坂本〜汝本さんを批判している村氏に大学野にまでほしいということだと思ふんです。村氏氏が坂本〜汝本さんを表現上で、最も批判されていると思う。このこと世界史的にも不可避の出会いとしてあるように思う。

村 ⑯ それは金本氏の翻訳ですね。翻訳ではよくシボ準備会の雑誌からいわれた方が...んでいいですか。それとも金本氏の翻訳で...のですか。

森川 ⑰ ことはとしていうつもりはいいが、それは困る。

金 ⑱ RBに行くのは嫌で、行きたくない。シボ準備会の学生がシボというのを、学生生活の自然過程としていることをすごいと思う。

松 ⑲ 何がすごいのですか。

金 ⑳ 討論しに、寝起きを共にしていること。

村 ㉑ その本は、昨日あつに『真理の友教会』に通じるものですか。

金 ㉒ そうですね。その本はいいです。

松 ㉓ シボ準備会がそこにいまつくということですか。

村 ㉔ 先程、金本さんがいわれたことですが、そういう方もできると思う。わたし自身、自分のテーマにいまづまっているから。

松 ㉕ 坂本〜汝本さんの影響を最も根に鈴木そのさんの参加が不可欠ですね。眠り方も不十分だし、影響の根り方も不十分が気がする。

金 ㉖ 共同性から個への提起に関していうと、今年の1月にハ本さんへ提起があったし、3月にわたしへも提起があった。そのときは、シボ準備会の後に固有名詞が書かれていたと思うが、今回のハハ付提起には名前が書かれていないのは

のでは。つまり、山本光代さんを前にしてもそうですか。準備会(準備会)のときもそうですか。

④ 同じようにしろということですが、何を訊こうとされているのか。

⑤ 何を耐えている過程を自己史の中でどう捉えられているか。

⑥ 耐えることを否定するのではなく、耐えの固定性として見えてしまう位置の構造の総体

⑦ 耐えることを否定するのではなく、耐えの固定性として見えてしまう位置の構造の総体

⑧ どのからどこへ巡礼するのか。

⑨ その問い自体が消滅するのでは。

⑩ 不可避的(不可避的)な問いが相互に煮詰められていない。

⑪ それは浪本まで行くでも結構です。片山順(片山順)～浪本多恵子(浪本多恵子)が前座は努めさせてもらう。

⑫ '86年の大学祭は可能か—— '85年大学祭総括の個人総括の開示が正しいのはなぜか。

⑬ '85年総括はパンフにしているが、個人総括がなされていないし、そのことを含めて開示されているかということがあるが、このことについては光代さんとのTELでのやりとりの開示についてもいわれられており、両方重ねて考えている。討論過程より総括過程というものが過去の秘められたできごととして問われたことについては、最低限質問者(質問者)に返さなければならぬのではなか。とんぼに酷いとみえても、一旦できごと(できごと)については正しい方がよいと考て、吟味して正しいもの(もの)についても過去の秘められた討論過程やできごと(できごと)について、そこから何を解かれてもらえればと思う。大学祭(大学祭)については、何でもやるんではないかと訊いている。

⑭ わたしは開示請求(開示請求)をしているのではない。御存在の人に伝える根拠の開示をいっている。文書総括の過程を問題にしているのではなく、それを流れている発想が問題である。9.24の文書(文書)についての指摘があったらと思うが、それはひとつの断片にすぎないが、その水準としてあらゆるもの(もの)に開示しているのではなか。2.10付質問(質問)については、そういうことは全く

込めていたから、国大シンボが可能かどうかということ、何か何でもやるという大学祭(大学祭)とは何なのかということだが、鈴木～根本さん(鈴木～根本さん)に対して提起はあったとして、それが角くのかということも関連してくるのではないか。

⑮ とにかく大学祭(大学祭)をするんだということはある。考古研問題(考古研問題)もあり、準備会総体に問いかけてられている。わたしは近い将来、単位

⑯ できない学で、いややるんだということでは、白夜通信読者会(白夜通信読者会)も同じではないか。

⑰ それは「白夜通信」発行の不可能性(不可能性)に対してということですね。その提起を徹底して遠くへ押しやるのではなく、その過程は開示されなければならぬのではなか。きてみてというのではわからぬのではなか。

⑱ 7.10で全体総括の欠損をいわれているが、'85年大学祭の総括として、いわれているのか。

⑲ きたら答えていたのにという堀里さん(堀里さん)の言葉を、松下さんは引用されたが、岡山大へ任意の入り参

⑳ は死の捜索、共同作業の実現過程(共同作業の実現過程)についてはどうです。

㉑ それをそれぞれの位置で伝えようとしている。

㉒ 浪本さんは「10月通信」の原稿をさかれたこと(こと)がありますか。

㉓ RB公判(RB公判)については、^中よくないということ(こと)で取上げてかいている。

㉔ 第6号では如何ですか。具体的に示して下さい。

㉕ (K)面の「RB公判の最終性」はわたしに示すか。

㉖ 浪本さんは以前、「浪本多恵子(浪本多恵子)はどどこにもいない」ということをいわれていたように。

㉗ 片山順(片山順)は学友会の総務委員会(総務委員会)との契約で使っている。81年に鈴木さんが

出産され、育児ということもあって、78年の連続休として、82年わたしと鈴木さんが総務委員会と対面したとき、^(西村)片山順を名乗っている。松江刑務所で拘留されていたとき、徳島大で学生として関わっていたときの教官とのかつとを捉え返すといった意味を含めて、屋外からの通信主体を片山順としていた。当時、鈴木そのさんは片山恵子と名乗っていた。対大と対裁判所といったことだけではない名乗っていたが、法廷に対しては名乗っていない。

④ 金本も大学当局に対して名乗ったことはある。以前、片山恵子に恋するということでもいってある。

⑤ 徳島で山本光代さんに会われるときは、汝本多恵子ですね。

⑥ そうですね。別に使い分けているわけはありませんが、学友会でも悪意を含めて汝本多恵子といわれたりしている。

⑦ 以前の提起で「汝本多恵子ほどどこにもいはいんだ」ということがあったが、

⑧ それは、村尾さんの手紙をぬきにしてすか。

⑨ 固有名詞がある汝本多恵子はんかはいんだ、というように受けとめていて、わたしは、今手紙をかくとき、汝本多恵子と書き得るのですか。もし書き得るとしたら、それはいつからですか。

⑩ 考えるということは自分に属しているか、何かするということは自分に属していか、ということもある。だからどこでとかどの時期とくに線引きをしていない。

⑪ シンポ準備会からの「講演」依頼と、以前の山本哲士「講演」会が重なりには、^(三)に、それとの関連では如何ですか。

⑫ 11.2付シンポ準備会からの提起に対して、^(その提起に添えていく条件)具体的にふたつ示している。

7.10付松下さん提起に答えてはいないということがあるが、そのことを別にしても、

⑬ 中尾さん、鈴木さんの両者の参加を不可欠の条件としている。中尾さんは82年

京大A267訪問での「白夜通信」批判があるのでそれとの関連で、鈴木そのさんから「白夜通信」批判がけられているので、シンポ準備会の方で招請してほしい。

⑭ 「白夜通信」以降、職業ばを媒介するテーマに踏み入って、ずっと問題を持続してきているので、「考える会」メンバーのうち、今日参加する予定で、ここに参加していない人、そのうち1人でも参加する人がおれば、「考える会」への会議として望み深い。そのことにより、読者会を契機に「考える会」というものをもう一度考えたい。このことはこちらで条件をつくりだしていく。

⑮ ①~②が準備されたとして、7.10付提起についてはよくわからないうえ、わたしは参加するとしていると、不可能は大学祭に参加することになり、それはできないと思うので、⁽¹⁵⁾具体的には松下さんもその場に参加させ得るかということがある。

⑯ わたしは7.11提起だけでも、もっと重層的に提起している。

⑰ ^(金)ところで、このようにいふことは、提起されている松下さんに最も責任があるのでは。

⑱ 松下さんの提起がでてくる場面は、ハ木さん、高尾さんも関わっているのでは、いせ、もし関わっているとしたら、昨年のような参加の仕方はいり得ないのでは、いせ。

⑲ わたしとしては参加できない。

⑳ 高尾さん夫妻が時間的にも切迫したテーマに向き合っているのか、ということの問題。行っても行かなくてもということであれば、参加してもほんとうは問題とは出合っていないのでは。

㉑ 岡山に行かたいというより、行くための条件は何かということを考えている。シンポ準備会から、行くとしたら村尾への参加の条件を何故だしてこないと。

㉒ 大学祭が行はい得るとして、国家が提供し得る貨幣はいくらです。

㉓ 学友会からでる25万円です。

㉔ 金本氏は参加されるのですか。

- ⑤ 多分ね、松下さんの提起に関してですが、7/11提起のあったことは知っているがその内容については知らなかった。
- ⑥ 7/11というのは大阪での公判の日付と合っている。公判には是非存在しているが打ち合わせには存在している。9/24提起と不可分に提起している。
- ⑦ 金本さんは9/24に当時の櫻通信15の松下さんの文体の記述に違和感があると
いわれていた。
- ⑧ それに触れるとやばくなる
- ⑨ やばいことからしめたいのでは
- ⑩ 徳島のあじさい屋でく時の櫻通信15を受け取って、Aの公判の記述について一方的ではないかと感じて、松下さんのレジュメ表現が表現されていく過程に於て、表現から逆行していくものがあったのではないかと、具体的に言えば反世界は反宇宙性というものが表現されているのではないかと。
- ⑪ それまでの号で金本さんの感じられた反世界は、反宇宙性を具体的にあげてほしい
- ⑫ 今年のレジュメ表現を読んだ者として、例えば鈴木さんの子どもをせめてほしいといったことがあった。
- ⑬ 今、いわれて違和感を感じるのは全バックナンバーを履いている。
- ⑭ そのことは、村民氏からもいわれて、未卒的表現が消えているように思う。
- ⑮ 時の櫻通信6号11号を読み得るものだけ、読み得る。表現というものは届かない。もし届き得るとすれば祝福であるという思いがある。
- ⑯ わたしはもっと展開しているのですか？
- ⑰ 金本さんのそれは一体どこからくるのですか？
- ⑱ 坂本さんの言及と金本氏の言及の違いはどこにあるのか。これは「白夜通信」に関してだけではない。関係のどちらにもあったと思う。
- ⑲ 坂本さんのいわれて平放たはめということについても、そのことはただでなく

- そのことばかりでくる前段があったのではないかと、それは読者会の招請の仕方、その範囲も含めて考える必要がある。そのことより、9/24に読者会のテーマをだされたこと、わたしにしてみても意外だったし、条件として不十分だったのではないかと。
- ⑳ 問題への答え方、対処の仕方でそういっているとする。それはそうだと思う。金本さんは、それはまいていくべきだといわれて、そうですね。テーマがわからないうちに、飛び込んでいくかといったとき、自分には不可避性として刻印を押されたとき。
- ㉑ 幻想性の解体といふとき、恣意性を含んだものではないとはいえない。坂本さんへの思い入れということばでいいます。
- ㉒ 今までのように手紙を送り付けてくるならば、今回の金本さんへのレジュメを送付したいと思っている。
- ㉓ 相手の人たちに不愉快な感じを抱かれるような思いをもたせたいようにということがあったら、参加ということもテーマにするのであれば、提起の仕方の不愉快さをテーマにすればいいのでは。
- ㉔ それぞれの方から意見をいわれたらいい。

←になるという事は、提起された松下文に最も責任があるのでは...と、
面と面を言明した場面の記憶は、この読者会に於ては確かに僕にはあるが、
「(重た)夫墜一松下文の事になんか」という発言はあまり適切でないように
思われ、白河の言語派ではない。しかし、<さ>と松下文はいふ。

(日学)慣性系<か>の失墜する存在の速度変換の把握こそ、
工学斗争戦体、全共闘運動〜大衆同交へと移行していき、運動の
相対性を決していくだろう...

<全責任は小田にあり>と、

- ④の部分は、特に今後の展開に重要であり、④を左、⑤を右に並記していく。
松 9.24に金本氏が言ったときの榊通信の
変化とは
- ⑤ 金本氏は9.24に<時の榊通信15> ⑥ 15号とそれ以前にキ型がある、それは異和であり、
の松下文の文体に亀裂があるといふ松が 抗議してい、と金本氏は言った
⑦ スゴイなあ(笑)
松 どういうように言われたのか
⑧ それに解けるとやばくなる ⑨ 言いはヤバイことになった
松 マゼンタとからしかいえないのでは
⑩ 徳島のあいつ屋に<時の榊通信15> ⑪ 反宇宙性が15号でなくなる、今年の3月
を以てしてA367公判の記述に2つあり 以降にもあった。それがどう表現されたのかと
ではなかった。松下文のしなやかな表現 期待していた。
が表現された。過程に於て、表現から
進行していくか、松下文のそれはどうか
具体的にいえるか、反世界性とか反宇
宙性というものを表現したといえるか
ったのかどうか

松 松下文の号は金本氏の批判 ⑫ 金本氏がそれ以前に提言していた「反宇宙性」の
反世界性、反宇宙性を具体的にあげたい 例は?

- ⑬ 七ツツのメネエも出てきたか
松 それは酒の量に変化、それはいいか? あるか
- ⑭ 今年のしなやかな表現と読者の態度との 反宇宙性の捉え方からいって現在どうなる?
例として金本氏の子と母を産まない ⑮ 例として「金本氏は子と母を産まない」と
いふことがあった 松 さ、任意の人を殺さないといふ
松 今、いかに亀裂は全バツナンバー キ型は全号とあるといふのが
を履いている ⑯ それは、さう
⑰ 不慣れた公務として書いている
⑱ ああ、反宇宙表現はどのくらいか?
松 それは6号、11号の系列、それを読み取る者
のみが知っている
⑲ どう言われたかと思ふが、それは届かなくてもいい、と
⑳ 届かぬのは祝福、表現というものは届かぬ
いものだ
㉑ 届かぬのは奇跡?
松 言えどは言いたくないけど、でその先は?
㉒ 松下文はもっと展開しているのか ㉓ 松下文、もっと展開したのか、今言っていることは、
松 金本氏のそれは一体どこからか ㉔ 何ぞ? 早くも答えたい。それからの
問題
㉕ ほかの時間性
㉖ 貴重な意見を言った

(②にあわせて③の発言者も略記している。松 松下文、④高尾和雄、⑤金本浩一)
この日の討論。はじめのほうで松下文は、<ほかの9-2として時の榊通信
の全バツナンバーを持ってきている...>と発言している。この時々の、時の榊
通信の全バツナンバーとは、<6>、<11>と欠番とする、<0>〜<15>の
14冊を指しているのだ。

が、現在の時々は、〜時の榊通信〜とは、次のようなものを指している
と発言することができると、僕も考えている。

時の楔 < 語... に関する資料集	~1978, 10, 16~
時の楔通信 第<0>号	- 九七八・十一
<1>	- 九七九・十二
<2>	- 九八〇・十一
<3>	- 九八一・九
<4>	- 九八二・十
<5>	- 九八三・七
<7>	- 九八三・四
<8>	- 九八三・九
<9>	- 九八四・二
<10>	- 九八四・九
<12>	- 九八五・八
<13>	- 九八五・九
<14>	- 九八六・一
<15>	- 九八六・七

時の楔通信 《[△]の

時の楔通信・訂正リスト
 以上のは、~一九八三年五月~付の「既刊表現の総体と今後の作業方向」で「時の楔通信<0>~<15>号(78年10月~87年9月)および多数の関連パンフの訂正リストと全パノナンバーを併置化する第< >号を予定」と記されているのを参照願電させている。

~時の楔通信~のこの手直し<15>, <読み手者のみが知りうる>として、6号, 11号への巡礼行の足跡としようか?

(n)生涯をこえていく<私>がめくりあがらぬように地歩の果て...

討論記録の中の松下の発言で、ここで僕が書き写した面白い箇所は以下の通りなのである。

(1) 松下: さきほどの2時間と井極であり、メロウな性がある。主語を止しこます。テ-アの全体を等価とみなす。その方法がその中での不可避性から出てくるか。吉本氏は60年代まで。70年代以降の状況には触れえないし、あついでせよ。とよぶまえに<白夜通信>も~103通信~も出てきている。北川・菅谷は吉本以下。

村尾: 吉本氏は自分の欠損を知っている、どこかちがう。

金本: 吉本氏の表現過程(表現取移論-金本訂正)の中に時の楔通信を名める(位置づけをいく)発想をしたことはないか?

松下: その間には、パレットの中で書いたものを学術論文や本として収束させてしまうのと同じに感じている。個有名詞の思想というのは'60年代で終わっているように感じている。

(2) 松下: 拡散といふことについてだが、河村隆二氏が放射能の拡散のしかた(その日本的特性について)の方程式をたててあり、国際的に注目され、政府から一へやれ覚をもらってやるから、とそれがついてくるが、その拡散方程式を情況的に使おうと思える。拡散とか、潮解とか、否定的に捉えられかたでいかにうごかす。

(3) 松下: ... ひとつの作品の構造に匹敵するものを今ほつてくるといって断念をふるえないと批評は成り立たない。...

(4) 松下: ... 表現の根拠の变革、というより質復そのものの変革も増えたと。...

~1987, 1.25~付の<坂本>の~氏から松下氏へ手紙にいう
 <'86実行Cにある1.16提起>かどうかもあるが、
 '86岡山大学実行委員会、基調検討として、その間に出現していた、
 松下昇<消滅>プランにこの公開検証~過程をめぐり媒介して、
 '86大学実行Cのもの、可能性一成立条件を、実行C、その構成員
 各位に開くべくものご返すと思える。

松下昇様

'86実行Cあてのあがりの1.16提起をめぐり~1.24実行C会議
 の経過から(それ以前から誰とどこかで話していたように見えますが)、
 共同性・表現速度と、かかわり個々の表現速度との関係~情況の時間性
 と関連、について考え込ませざるを得ず、そのひとつの結論として
 この手紙を送ります。

あがりの1.16提起は送付状ととれ、1.17夕暮集りにあてて
 射場Kさんよう回覧~

これ後の簡章の打ち合わせ(実行C者が同様の頭痛で可(閉)り
 済むことと20分ほど)で、1.21(水)の実行C会議まで実行C
 としての対応を各自考えてくることとする。

1.21会議で1,2,3,5は実行Cとして答え、4は各自で返事を
 書くことと(送)ることとする。(1.24(土)の実行C会議まで)
 1.24会議にて、途中までしか書けていない者が多く(全く書けてない、
 -1名書いたか-1名書いた) ^{影響} _{書いたという人}

1.28(水)の会議までに必ず書いてくることを確認。

提起が届いてから一週間にわたることから、1,2,3,5だけでの
 経過だけで先に送ってあいた方がよいのではどうか、と発言しましたか
 という以上には言えなかったこともあり、実現せず。(各々が団体の総括の
 検討作業の理由も一因)

簡章打ち合わせ以上の経過で実行Cからの返答は1.28までに
 お送りできると思います。

~1987.1.25~

'86実行Cにかかわる<->人
 <坂本>こと

回路がみえづいまいに お届けしたい表現群が集積していませんか

(私の～靈性)など、何のけれんみもなく直截に文字にし、抵抗なく
うけ入れらるる文脈の構造に、これは宗教性の萌芽をみ、指摘する
たうか?

～白夜通信～読者会での「反宇宙性」といふ言い方にも反対側、裏側から
押し、直なり、一体何か述べて語らされているか、卒直にけげんに思ふか、
忌避～敬遠さふてもしか分かるのかと(思ふ)。

すにに十刀迫りる鬼づかひも、一旦、しめするはな(悪霊)性への
直視(10)といふ表現もあつた。

やがて「鬼」といふ言活をみ、精神とは決して思ふな、さういふ言
葉はつかぬといふ発言を聞(た)う。勿論、聖霊は、も、な
らう。か、精霊はさうたう... 天使といふ言葉(の使用)には、
疑問とも、里和ともいふなり、たうこみかあつたのを覚えているが...

靈性とは何たう?

ここで、浄土系思想(法然と親鸞を一体としてみる)と禪とが靈性、
日本的なるもの、最も純粋な源とあるとする 鈴木大拙著 日本的靈性
(岩波文庫)を小さく迂回して参照にしよう。

精神と物質の世界の裏に、二つの世界がしらけと、くはら二つの
ものを含んで、二つのものがしらけするに二つであるて一つであり、また一つで
あるてそのま二つであるてをみるもの...

個々の生活、個々の源底にある超個の人(にん)、個々の一人は一人
一人、しかもくはらそのまに超個の一人である、この妙極、信か、
精神の倫理性を超越していく...

吉本隆明は、(宗教性といふのは滅びないんやないかと思ひますね、
僕はくはら良んやないかと思ひますね。さうやないかと精神現象と
いふのは全部表現でしか解釈しなくてはならず、できなうな、ほうん
やないかといふ気がして(03.12)と云うようになつて、この幻想
の共同性(共同幻想論)として、宗教・法・国家といふ考え方を、吉本
さんに学んできたものにとつては、首肯すべきな発言である。

宗教・法・国家は滅びぬば、滅びていけはいい、と。揚棄していく
のた、と。

とて、さうに、(私の～靈性)とは!? 信の構造を動態化する、
表現(概念)の、共同表現たうするに、不可避、必道の軌跡である
たうか、...

僕が 松下昇の (私の～靈性)に直接出合い、体系にいふわけではない、
た、～靈性といふしかないもの萌芽を皮受してしるは、例は出たの
たうた場面である。多方面から攻撃さふたを覚悟で、引用してみよう。

切	医師～	{タコ}裁判もふくめ、診断者のテマを握切し、深化 拡大する自然を持つ
	N	その極限で彼が七月には交替にかげみ、八月には仮 装乗車取調べに供述するところまで追いつめる... (解翔はご参照)
	μの声...	=四時間彼を{自主せよ}的に包圍し、(おん)を感じつけ させる。思ふ、彼のい(五年後*)は、永遠に来ない (*八三・六・二〇の発言、川合巡礼しごご参照)

彼として文藝の対象となつてくはらしているのは、川合吉太郎という
南山大学の学生であったといふ人であり、引用は、{白夜通信16-車復への
世情} (十一) - {審問}としての(補助参加)の意味(読者誌) - 一九八四
年八月十五日に掲載された八三・八・二七 小野修一～村尾建吉両氏が
A367(京大自主講座空間訪問)のときに目にした、中尾麻里子作の
《川合巡礼しごごの行方を媒介する関係性～断片～》からのもの
である。

医師～、N、μ... の三者が実際にこのおりに会話を(た)か、くはら
かに聞いたた発言内容で、《彼》に關係するしごごのテマとしてまご
構成したものであつたといふはあつた。

た、Nと推定した中尾麻里子さんが、七九に自主講座空間で
聞いたμの声として、《=四時間彼を{自主せよ}的に包圍し(おん)

を感しさせる」を記述し、作成したとけと出る
彼は、何故、二四時間、{自主性}的に包圍され、(おと)を感しさせられることはあるまいか？

とする、くさくさとして、μ一人では出来ない、～自らでは出来ない、(おと)を感しさせるために、包圍するなとということと、他者に、複数者の場で発言するの、できるか？ つぶやきでも、くさくさ聞きとる他者には、提起となる場だ。μはこの時、どういふ顔貌をしていたのだ？ — その相態のみならず、彼は、そこに、自己疎外性～をみせよう。

μとは、松下昇～から、その具体の相態を消していく表現であるとして……

～靈性とは、自己疎外性～の発現(も)であり、その直視とは、疎外のけ消しの、関係性における覚醒への表現行為である。

～'4.4.1～ ～'85. 8.5. ～'86. 2.10～ 3.24～をくまなく、自らしていかなくてはならないとして、それは、日付けられた、膨大なその奥の、おとに、二四時間、日常生活周辺の、鉛のような毎分の暗景にも、いびき、通底し、稟線…… 叫びあっている、いな(ては)ならないはずである。

「文字(Letter)は人を殺し、靈は人を生かす」(ゴッホ人への第一の手紙、三六)
靈は人を殺し、文字は人を生かす、と言ったも同じことではないか
人は不確に、というは自覚としても稟線としても、人を殺してしまつたとき、自境をすかかかするため、言葉によつて、文字をさかしている。即ち靈が人を生かしてくれない、人を生かすといひ、人を殺して来た靈をさかして文字の書簡として伝達されたまた法をくわ破つて、〈殺す〉したい、〈殺す〉をさかすものに出くわす、文字を、言葉で、手紙を逆倒するところかできるか？ しなげれば、やさくはならない。

おとにもよつたといふ殺すおとにいる生と、殺すといふ者の死にゆく

死が、つらあ、といふよる無上の生活の風貌を生かすよつとめよう……
…… つぶやきかきいじ!

全共同運動における大衆団交は、文字という共同性の構成員とくさくさの、全死性をゆすぶるものであつたが、その運動～後～も、それを凝縮する、連続した自主性、{自主性}といふ空間～関係性の運動展開の当初から、問はずに魂をくわくも、離脱者のこころゆとくも、何らかの何らかの不可視性の、共同表現行為として、みづかかきくさ、みづかかきくさ、叫びあっている、といふゆあっているものである。

<坂本>と～氏との～12.6～7～表現についての感想断片(～μ～)という、～86, 12.12～付の紙片が、現在のこの書簡集～作業を照射しているか、と私は、
<光世>として、にぶらてはるい。

「文書表現」ではない～時、樫通信～エ<足>場として、別の時=空間の
{私}との共同表現への(巡礼)志向を、往復書簡をほり下げていることの
うちに言及しているか、否にか関の間の間にはほまふ、溶暗さ
ゆらいて、反転し振り投げられているようにも見える。

« <坂本>と～氏や、<坂本>と～氏と金本氏が永続的に別方向に出立する
ことがあふは」といふ条件の約束を、僕は、確かに、読み破っている。

<坂本>と～氏は、～1986, 12.6～7～付の 時、樫通信をめぐり～86, 8, 1～23～付の～μ～表現に関連して」という自らの文書への応答が、～86, 12.12～付の～μ～の感想断片・原本として、金本から手渡されたことと
していること、<自らの表現論を(紹介して)>、《自由聖通信 2005(2)～
2006(1)表現過程論への～》(2006年3月8日～)として、その時
どう思おうとも現在、どうおぼに思い考えているのだろうか？

これは、問の心と問の心した問もぬかしていることと忘れた問ではない。

こんなやりとりに関係なく、いか、全く別の立却集から、<決本>と
～ 流本多恵子さんは答えている。

{私}表現(準)として発想(から)規定士ゆてい万し、既往の表現
にもいり、もんどり返ってこらゆるかどうかもわからないといるで…

流本多恵子さんによる 08, 8/1～8/5付の書簡集・(3)～2008, 6～感想
という A4レポート用紙6枚に、2Bの鉛筆でかきつけたらる表現は、
個々の部分での表現、言い方には異論、質問があり、互に討論～過程を
へることはあつたにしろ、書簡集(3)を書き改め、再～構成して共同の
表現としていく作業を要請してくるものがある、別の時=空の{私}～
{私}と通信しるから… いか、僕は、なにより、《別の時=空の{私}》
を感知する能力の全くないところにいる、{ }をたことかなら、つかえぬ、
< >から別の記号表現でよかた、何故どういふか、と思っている。

金本浩一様

2.10付で村尾氏へ手紙と出生す。(かみからの2.5付の手紙と共にコピー同封)

金本氏の方からは、すでに村尾氏へ手紙を出してあるからでしようか? 私のほうは、よくまとまってるので、むしろ全て送っていただくほうがよいとも考えたのですが、何かの機会にはするつもりです。

私のまとまりのほうは、多分、〈白夜通信〉読者会テーマにも、02号〜RBテーマにも、〜にも、その自体と同じ比重で対応しようという方向性で、という、その路線の核心へ時々視線を投げる他、^{*}並行してやってみようという。

2.10 大阪地裁^(と*へ) 村尾氏より金本氏より直接のやり取りはして、何らかの参加とさしてゆくつもりです。(これは村尾氏の手紙を交差させると、根本、鈴木、坂本氏の参加について書いてありますが)

〜87.2.10〜

松下昇

追記 2.3〜付の手紙とあわせてたくう4とっています。

改めて昇下します。この世界の風景を〈パルクード〉からみていた時のようにみて下さい。それができるとは思いますが。たゞ、〜と逆くパルクードの生理におし流されてくるとしても、その政にこそ!!

松下昇さま

1.17〜21付でお送りいただいている書簡〜表現群はすべて、2日後には上野氏の手許に届けています。したがって、1.21付で松下さんが上野氏に対して望んでおられることも上野氏には伝わっていますが、先週の水曜日(1/8)、昨日(2/4)と彼に出会ったときに松下さんには意見を早く届けた方がよい旨を促してもいます。しかし、彼とすれば松下さんに対してどのような意見を伝えればよいのか、考えあぐねているようです。このままでは少し時間がたつると思い、上野氏の意見を待たせられる松下さんには上野氏には松下さんの意図は伝わっているけれども、少し途惑っていることを伝えておくべきだと思って、この手紙をかいてお送りしています。

お送り下さっている表現、とりわけ金本氏の表現に対する村尾の感想としては彼の言わんとしていることはよくわかりますし、村尾の対幻想の把握の仕方への疑問に対しても、書かれている箇所から判断する限りにおいてはほとんど異論がないし、というより一般的展南としての対幻想の把握を語ってもどうにも任方がないものを感じています。できれば、鈴木〜根本なしは鈴木〜坂本問題との関連において村尾の対幻想の把握の仕方について語る事ができるなら、と考えておりました。

近日中に上野氏の考えが松下氏に伝わるように村尾も努力してみます。
〈白夜通信22〉65〜96頁同封します。

1987年2月5日

村尾建吉

金本浩一様

2-19 午後14 ~ 大塚市給付 - 1%市民0.1 - (この予定は未確認です)

314 ~ 川窪弁護士事務所

2-20 午後1415分 ~ 大塚02号証起

の予定にE参加できず。同日のL2を中止予定しています。

E1 AB ~ 5-1 白紙通信の系から何かの合点がある場合に(のH)

内容を伝えた下で、(また、2-19~20に直接参加して頂いた方にはお返し。)

2-10に 八木、高尾先生と会い、八木先生はF完全(高尾先生の伝聞)は、 $40\% \sim 50\% \sim 70\% \sim 80\%$ といっている。このあたりは

異議がある。それは、その人は完全を認識していることは直感でわかってる。併し、併し 別の作業の構想とくみ立てしていた。

とらえよう...

~ '87. 2. 13 ~

松下 昇

松下昇様

Date

~'87. 2. 10 ~ ① } 付の紙紙計とています。

~'87. 2. 13 ~ ②

村尾建吉氏との ~'87. 2. 16 ~ 付の紙紙コピーを同封します。

2. 15 に ~RB~ に. '86. 12. 5 RB~公判 (本昇問) 批判^{*}を付して。

"(金本氏来たる, 審議会" というものから取られていた。上記①を
開示し。(本とコピー), ~2. 20 公判~ 白根通信機事会~ * による訂正に
います。上記②の存在は、上記の不明からして内容に似ていると
考へて思っています。

* のつたはる 複数の回路を付してあった。 ~2. 20~ には直接参加する
つもりです。

御連絡 まで.....

~'87. 2. 16 ~

● 金本浩一

* <消滅プログラム>について

自発的言語化を9ヶ月経て
ミキシタカ〜私〜が指摘した
問題点にて之到達した

各個人

各其同表現の主体

が 共同検証の素材としての
レコードを作成し、事前に配布する
(全参加予定者に)

これを前提として

各個人

各其同表現の主体

は、何らかの
発言
発言作成〜配布
過程
〜2.20〜に連絡する場にて
とす。

と表して表現しておきます。

これに回答した主体〜との表現の交通関係は代位し得る。

と"ゆえ 3.21〜22 <岡山>での会議に参加する"の主体〜

に対してこれをとどけず、

(ゆえ、別紙の追記を参照して下さい。)

〜'87.3.9〜

M

追記

1. ~ 1.29~にて 貴院群への出会う方について
E記し (コピー添付)。その後 2.20 大阪にて私に
入りの裁判関係書類を渡すことになった(と、私に
渡す)にそ 趣意をくりかえし伝えた。その後 渡す
応答がなかった。私にその旨をいれたい。

以下は 裁判関係書類の周知

渡すは、<消滅プログラム>についてレコードと
して下さる。

2. ~ 3.4~ 尸提記は、3.10~札幌へ行く
際、鈴木氏に手渡しする、また、~2.20~に
連絡の機会に応じて配布予定です。

3. このテーマが終了場の未成(〜)に
経過の中で回避的にこのテーマが現れる、
これは戦略的に? 合致して〜)を
想定するテーマ外周に之を迫り
たい。

この発想に付する要請〜を、
それは私〜の段記〜への
消滅プログラムに
加担する
ことへの証明
です。

片名は「...」

岡山大学 送付の件

(送付するコピー)

根子氏 → 2冊

~ 2.10 ~ <休職組合に因るものとの表示> (二)

(2.20 に 4冊 及び 郵送で到着)

(-) 14 ~ 12.24 ~ 17

松下 (八木) → 内藤 2.26 経過して (一) (二) と 7冊 以下
内藤氏へ送付)

~ 3.1 ~ 根子氏の

人事院管理手続書に 関係しているもの 10冊 (一)

71.11.30 《宣言》

現時点で ~ 〇五 ~ にあつた

5.47.12.20 岡山大学新聞

訂論集 及び 関係するもの

5冊 ~

(送付するコピー)

「公平管理の手引」 → (コピー 給、根子氏へ送付済み)

(~ 2.20 ~ に 4冊 及び 郵送で到着)

「休職組合は是れ、職場をさす」 → 同氏へ

(2.26 入付 → 松下 昇 発言集に送付)

2冊

~ 103243 ~ の 5冊 及び 関係するもの

~ '87.3.3 ~

電報表現に併合して ... 松下 昇

（
送
付
の
件
に
関
し
て
の
事
を
記
す
）

支援連会議 御中

支援連ニコーズ65号 日心社上野はじめに、2.3に同
通りの詳しい経過のメモを送付した。この趣旨のことが
わかっているから、お送り下さい。(コピー代、送料等も
ご請求下さい。)

「救済」85.8.10号の記事コピーと同封します、より
具体的には弁護団、被告、支援の方々と討論 でき
と提起して頂くことですが、知らずのうちに 自己批判
しちゃうのを非難 自己批判 して

口頭弁論の期日をうやみよるにしろ、被告の出頭という要求
は、最近限外とせよ、ふたつうへまであるとし、

上訴趣意補充書を提出した後に 被告の意向と裏向する、と
いう要求と共に

最高裁が拒否する場合、急遽申立をふたつうへまで
ふたつうへと思っています。(弁護団が申し立てて被告から)

送付する 2.3の急遽申立は、更に高次化してきます。 これは可能。
資料をよんでから、また意見をのべるつもりです、とりあえず、

87. 3. 3

松下 昇

オ 3 小 誌 送 び て ハ ガ キ

(オ 3 小 誌 送 び て ハ ガ キ)

1. 私たちは東アジア反日武装戦線の大道寺将司君、益永利明君への死刑、黒川芳正君への無期、荒井まり子さんへの懲役8年の判決に反対します。
2. 1月23日の大道寺君、黒川君の弁護人解任に伴い、新たに弁護人になろうとする弁護士が口頭弁論の延期を要求したにも拘らず、貴裁判所はこれを拒否しました。
3. 2月3日の口頭弁論当日、貴裁判所は黒川君の弁護人解任届が無効だという、前例のない不当な決定を下しました。
4. 2月3日の口頭弁論当日に選任された大道寺君の弁護人が、当然、準備ができていないとしてなした延期申請を貴裁判所は却下し、当弁護人に弁論を行なうよう強要しました。このような形でなされたものは、到底弁論とは見なされません。
5. 私たちは、死刑・無期のかかった重大なこの「事件」に対する上記のような貴裁判所の、被告の防御権をふみにじった措置に強く抗議し、大道寺君、黒川君の口頭弁論を再開することを要求します。

2・3 口頭弁論までの事実経過報告

- 86・5月 最高裁から「7月口頭弁論の通知 (最高裁…以下㊦)
9月 ㊦から打診「7月7日口頭弁論」
- ・支援から弁護団へ働きかけ…「補充書を出すことで期日を延ばせないか」
(支援…以下㊧、弁護団…以下㊨)
 - ・獄中で意見の違いが出てくる (獄中…以下㊩)
大道寺君:「なんとしても延期を」、益永君:「無理な延期はリスクが大きい」
- 10月中・11・7延期の通知 → 87・2・3に期日指定 [ハンスト行動前]
東ア・11・7弁論延期決定後、㊦がたて続けに指定してきた2件の死刑事件の口頭弁論も、
弁護団の辞任・解任であいついで延期される
- ・11・28 秋山芳光さん → 現在、期日交渉中
 - ・12・11 木村修治さん → 87・3・19に期日指定
- 87・1月 ㊩での意見の違いが続く
大道寺君:「2・3弁論延期」、益永君:「交渉による延期が出来ないときは2・3弁論は受ける」
- 1・20 11・7延期交渉の際、新美、内田、庄司の3弁護士が最高裁調査官との間で、「2・3は必ず弁論を行なう」との内容の念書を取りかわしていたことを㊩、㊨、その他の弁護士が知る
- 1・23 大道寺、黒川両君が弁護団解任
- ・解任理由: 新証拠をもとにする補充書作成依頼を現㊦が拒否してきた
(黒川君に関しては、念書の件も解任理由のひとつにあげている)
- 解任後、舟木弁護士は新弁護団結成の準備を始める
- 1・30 新㊦として大慶の中道弁護士が、新証拠の鑑定を依頼しており、その結果がまもなく出るので、
2・3を待ってほしいという旨の上申書を持って、㊦へ延期交渉のため行く
- ㊦の対応……2・3を動かすつもりはない (理由のひとつとして、益永君、荒井さんからは延期申請が出されていないことをあげる)
- 中道弁護士……延期交渉成功の際にいれるつもりでいた弁護士選任届(略:弁選)は、㊦が2・3弁論を行ないやすくする条件になる危険性があるため、出さずに戻り
- 1・31 舟木、中道両弁護士、大道寺君と黒川君に面会
弁選は2・3以降にいれ、㊦と「再弁論」を開くことの交渉することを互いに確認する
- 2・2
- ・午前中、舟木弁護士、大道寺君に面会
 - ・1・31面会時での話を再度確認する
 - ・大道寺君……明日(2・3)朝に もう一度面会に来てくれるよう、舟木弁護士に頼む
→ 舟木弁護士、了解
 - ・午後、新美弁護士等4名の旧㊦が大道寺君に面会
弁護士ぬき弁論をさせるため、弁選を2・3までにいれるよう、大道寺君を説得
・弁護士ぬき弁論の前例をつくることは、他の死刑事件にもリスクがかかる恐れがあると、4時間にわたり説得(この点については大道寺君本人も心配していた)
 - ・大道寺君、弁選をいれることを承諾
但し、○「舟木弁護士の弁選をいれたい。明日(2・3)、舟木弁護士が面会に来たとき意向を確認した上で舟木弁護士に開廷前に弁選を出してもらうことにする。」

- もし、舟木弁護士がなにかの都合で来れないとか、同意してもらえなかったときは、2・3当日に旧㊦の弁選を出してくれ。→ この日、旧㊦の弁選を書く
- ・旧㊦、この日(2・2)のうちに㊦へ弁選を出す
*黒川君とは面会でできなかった(ペンソク悪化のため)が、伝言として、2・3には弁選をいれない旨を旧㊦に伝える。
 - ・夜、弁護士事務所にて、㊦と家族会が話し合い [2・2総決起集会中]
 - ・第1段階時……㊦から家族会へ「再任」の話を提起
 - ・第2段階時……集會会場から何人かの㊦が事務所へかけつける
この時点で、舟木弁護士、家族会、㊨に対し、すでに旧㊦の弁選を出してあることが知らされる。また、この日に出した弁選は仮のものであり、2・3当日に舟木弁護士の弁選とさしかえができることも知らせる。
 - ・第3段階時……㊦が辞任してでも2・3を延期してほしいと㊦に要求
これに対し、㊦は、辞任はできないと答える。しかし、明日(2・3)の舟木弁護士との面会時に大道寺君が、やはり弁護士ぬきで2・3にのぞむと言えば、弁選を取り下げる。このことは大道寺君も了解していると、家族会と㊨に告げる。
- 2・3 舟木弁護士、大道寺君に合計3回面会する
- ・1回目……2・2のうちに旧㊦の弁選をいれること、および弁選のさしかえ・取り下げについて、大道寺君は確認していなかったことがわかる
舟木弁護士が弁選をいれ、再度延期交渉すること、交渉が成功しなかったときは弁論を受けることを確認
 - ・2回目……㊦が弁選のさしかえを認めないときのために旧㊦の解任届をとる
 - ・3回目……一般面会中に面会室へとこみ、再度弁選をいれてもいいことを確認
 - ・面会後、東京拘置所前にて、延期交渉の結果が出るまで他の弁護士に入廷を待ってもらうことを、舟木弁護士と㊨2名が確認
- Am 10:30 最高裁前にいた㊦のひとりに、2・2弁護士事務所での話にくいちがいがあるとい連絡がはいる
- 10:40 入廷前に旧㊦から説明をきくため、最高裁前から何人かの㊦が弁護士事務所へ向かう
- 11:00すぎ 舟木弁護士、事務所へもどる
最高裁へ電話で弁選さしかえを求める旨を連絡した後、すぐに最高裁へ向かう
- 11:30すぎ ㊨も事務所から引きあげる
- 11:50ころ 最高裁前にて㊦内で混乱が起こる
東拘前からかけた㊦の「弁護団の入廷阻止」という提起の説明不足のため、誤解が生じ、「益永君と荒井さんの弁論を行なうため入廷する㊦を阻止するというのはどういうことなのか」と反論・抗議が起こる

以上が2・3口頭弁論までの事実経過です。
2・3当日Pm 1:30から弁論が行なわれました。益永君、荒井さんに対しては現弁護団が、また、大道寺君に対しての弁論は直前に弁選をいれた舟木弁護士が行なったこととなります。
黒川君に関しては「訴訟遅延が目的の弁護人解任は無効」というのが最高裁の判断でした。

なお、出来るだけわかりやすく、かつ、くわしく経過を説明するためには必要という判断から、個人名を出しました。あしからず。

(対最高実行委・みゆぎ)

支援連ニュース

東アジア反日武装戦線への死刑・重刑攻撃とたたかう支援連絡会議

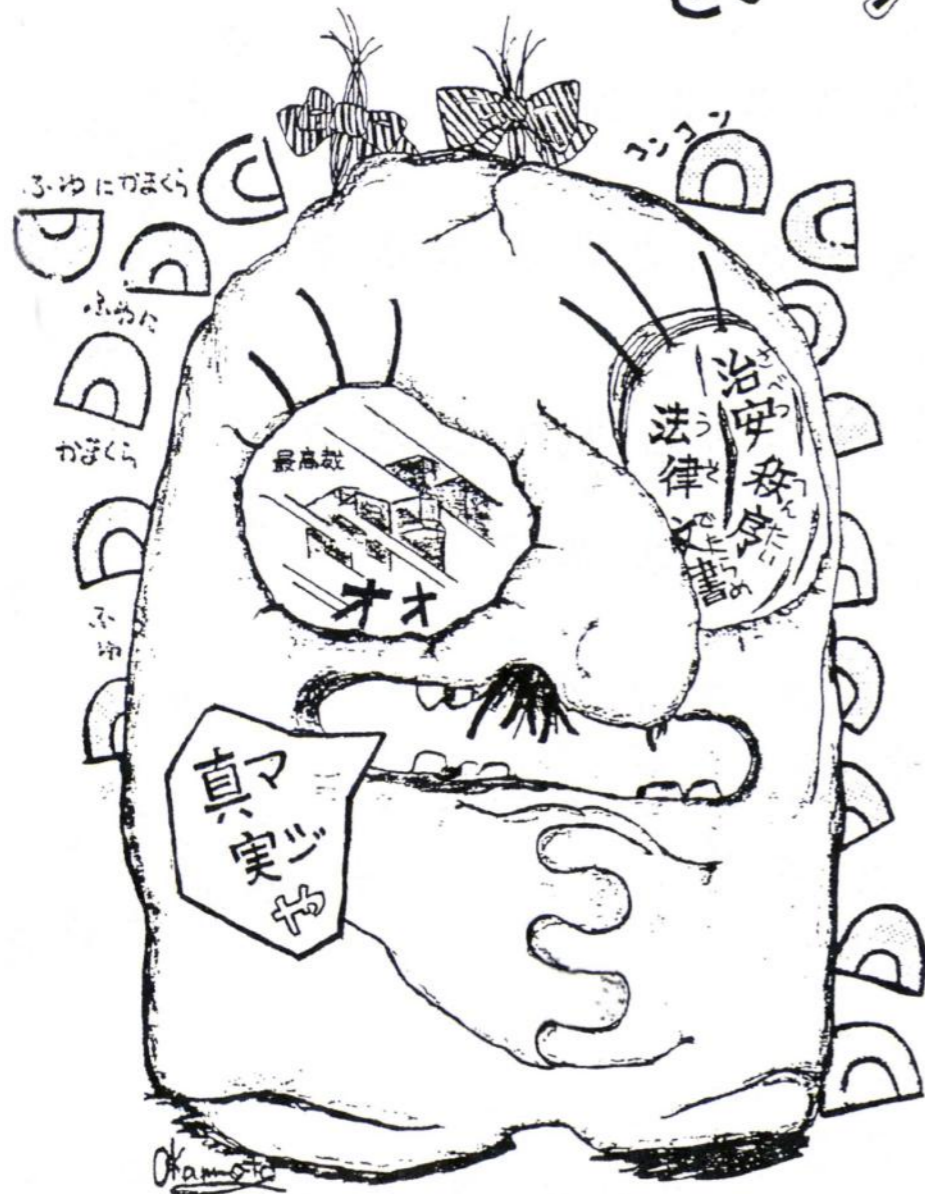
1987.2.20

¥200

3/6 宇賀神くん
公判に傍聴を!

3/21 人・ごと・ひと
早期判決をふきとばそう
緊急集会へ

65



2/3 口頭弁論強行される！

早期判決させないための行動！

いまだすぐやれることとして、同封のハガキを出してください。「黒川さんへの解任無効、大道寺さんの弁論終結」についても問題にしていくための協力を願う予定です。

★2月3日の口頭弁論日、最高裁にかけつけてくださったみなさん、そして前夜の集會、当日のデモ報告集會にかけつけてくださったみなさん、そして行動に参加できなかった皆さんにかけていたというみなさん、ありがとうございます。新聞にも報じられましたが、いろいろ事態の交戦があり、ふたん身近にはない裁判制度がからんだことあり、そして対最高裁、オープンに討論できない内容があったり、事態がわかりにくかったことあります。遅れてしまってもうわけないのですが、手短かに説明します。

★いったん去年の11月7日に期日指定されていた口頭弁論期日が、その直前の弁護団による延期交渉の結果、この2月3日に延期されました。この交渉の際、弁護団は、新たな期日においては必ず口頭弁論を行なうことを最高裁判所に約束したとこの2月3日の夕方、被告の獄中の人たちや

支援の人達の「やらに延期を」という熱情のズレをおこして行くポイントでした。口頭弁論をやめさせれば審理はおわりなので、この緊急迫った時期に堪らなければならぬ新たな争点をめぐって「補充書」(上告趣意書)を提出してほしい、そしてそのために2月3日の期日を延期する交渉をいま正座やてほしいという要請が、大道寺さん、黒川さんから弁護団にされました。しかし、舟木弁護士以外の弁護士は、「もう限界。2月3日は動かさない」という答でした。そこで、1月23日に、大道寺さん、黒川さんは、これまでの弁護団を解任、1月30日に、新たに弁護人に依頼された中道弁護士が最高裁に期日延期の交渉に行きました。しかし、最高裁は延期を認めません。そこで、大道寺さん達は、他に及ぼすかもしれないマイナスを考へ悩んだ末、新たな弁護士選任の届けを出さない、つまり弁護人

のいない状態で、なるに臨むことを決めました。

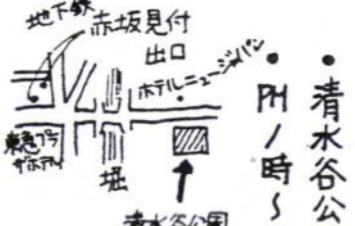
しかし、前日、解任された弁護団が大道寺さんに面会し、「(S)さんでは、弁護人技名の弁論が強制行われるにちがいない、悪い前例をつくることになる」と強へ迫り、大道寺さんは舟木弁護士を弁護人に選任する、と考えを変えました。せいソフの発作でしていた黒川さんは、弁護団とのメモのやりとりで、考えは変わらすと返事。

★2/3 当日、大道寺さんの弁護人に急ぎついた舟木弁護士は開庭まじりまで延期の交渉をしたのですが、最高裁はそれを拒絶し、黒川さんについては、「解任無効、弁護団が弁論を放棄したとみなす」としてきました。

★2/3、最高裁の前に約30人の人たちがつめかけ、興奮がみなぎってました。九州からかけつけた松下竜一さん、伊藤ルンさんはじめ、遠くからいろいろな人が集まっていた。大阪ニジの会のハテくのコスチュームや音楽、仙口の人たちのお面や竜の胸に付けたたのぼりなどが、この場を盛りあげてました。傍聴する人たちが入った後、後も寒風の中で、みんな胸は、この思い、この場です。口頭弁論が行なわれてしまて、判決確定が迫っています。口頭弁論強行がやられてしまった原因には、支援

3.21集會へ！

・清水谷公園にて
 17/時〜3時集會、3時からデモ



集會の準備にみなさんの手をかしてください。
 集合・作業に参加してください。人手が足りないです。

2.1 集會

「死刑制度に反対し、大道寺君・黒川君の死刑確定阻止」を目的とした集會が、2月1日(土)午後1時〜3時、清水谷公園にて開催されました。当日は、約30名の方々が参加し、集會・作業に参加してください。人手が足りないです。

の側の足並みの乱れや、力の不足などもあつただけに、おどろかされたことあります。しかし、今、判決を目前にして、希望をこめて結んでいこう。

★この2/22日、各地(仙台、大阪、静岡、茨城)の人たちと支援として、判決をならしての行動を緊急に話し合う場をもちました。そこで、最高裁が判決を急いで出していることに対し、判決の前に多数の人が集まって、早期に判決を出すな、死刑・重刑判決を許さない、という意思をぶつける行動を、この2/22日、3/2日に集會でデモをする

以下に緊急アピールをあげました。

アピール文

判決は真逆い、力及ぼすして2/3口頭弁論は強行されたが、絶対にこれを許さない、と決意した30人もの人々が全国から結集し、終日戦い抜いた。

これらの人々を支える全国の多くの人々の声がある、目がある、力がある。これらの力を今一度集めようではないか。3月判決を絶

対に出させないため、彼らへの死刑・重刑判決を出させないために、

最高裁は、2月3日、獄中・支援の強い要請にもかかわらず、早期口頭弁論を強行した。このせしめにて彼ら権力は、死刑・重刑へのパスポートを手にしたのだ。我々の力が弱ければ、年度内にも死刑・重刑が予想されるのだ。

彼らにかけられている死刑・重刑攻撃は、戦後初の、政治犯への死刑確定であり、大逆罪(天皇を攻撃しようとしたこと)への断罪であることは明確である。

権力のなすがままに、この判決を認めてゆくのか。断じて許さない、断固たる戦列を作りあげてゆくのか。いま、2月、3月、それが問われている。

わたしたちは、この3.21集會にて、かぎり多くの人びとにかけつけてもらえないう、全力をあげてよびかけてゆく。

87年2月22日
 東京への死刑重刑に反対する全国会議一同

松下昇様

'87.2.5 付のお手紙とコピー群 ありがとうございます。

返事と出さなければと思いながら、出しぬまに 2/20 の出
会いの方が先になってしまいました。申し訳ありません。

2/20 は AURA を訪ねた時と同じように徹夜明けの頭
をようやく支えながら法廷に行きつきました。ひょとくら、松
下さんにお会いできるかと思われないと思っ行ったのですが、松
下さんは(非存在)ということでした。私はなぜだか、内心
ホッとしました。ところが休憩になって外へ出てみると、松下
さんがイスにどこか座っておられるではありませんか。私は
内心の動揺をおし隠しつつ、渡されたコピー群をながめてい
ました。松下さんはしだいに近づいてこられると、案の上^{予定}
いくつかの質問を私にされました。ほとんどペーマン状態の
私の頭からは何も浮かばず、私はしどろもどろで何も答えら
れませんでした。

たしかその時、松下さんは「あなたは松下と坂本との対立と
言われていたそうですか」と言われました。私は思ってもみなか
った質問で驚きました。私はそんなこと言ったのかな、うーん。
言ったような気がします。

昨年('86) 11/2,3 白夜通信読者会に参加し、11/23には岡
大シンポにも参加しました。その内気になっていたのは、八木さんの
岡大連続シンポ準備会に対する激しい異和でした。一体、
その異和はどこからやってくるのだろう。そう思いました。私は手
紙を八木さんに書こう書こうと思いながら、いつその急務で時
が過ぎてしまい、1月も半ばになってしまいました。ある日、
酔ったいまおいで、八木さんに Tel をし、岡大シンポ関連
の資料がほしい、と言いました。八木さんはシュンジュンされ
ていました。私は必死で八木さんのシュンジュンをなんとかひ
るかえそうとしました。もう何だかメチャクチャにしろべつたように
思います。たその時、だから、対立という言葉も発したのかもし
れません。たぶん発したのでしょう。八木さんにはひどい迷惑をかけた
てしまいました。もうなんと書いてお詫言したらいいのかわかりませ
ん。やはりきちんと手紙を書かなければと反省しています。基
本は、八木さんの異和について知りたかったのです。

さて対立ということですか。私は対立とは考えていません。私
自身、対立だと言える位置にいませんし、言えるような運動をも
構築していませんから。(オラ者的に語りたくありません)

2/20 の展開については、今はまだ何も語りません。問題

群のあまりの巨大さに圧倒されつづけています。ただ、根本さんに松下さんが話しかけられていた姿は、今も脳裏に焼きついており、私へのシッパ^{シッパ} 激励としても聞きとっていたことは述べておきたいと思えます。

ところで、松下さんは、時の契通信によれば、吉本壺谷論争に対して < > 評を頂かれていますということですが、その < > 評を回覧させていただけないでしょうか。切迫した向いを提出しないうちに、このような要請は不可能でしょうか。私は吉本壺谷論争では、吉本氏の論に共感を感じ、日々の支えとシッパあったので。

おし文おし筆申し訳ありません。仕事のまつさに逃^逃 辞^辞 しつつ、仕事場でこの手紙を書きました。

62. 2. 24

広部 誠一

広部 誠一様

2. 24 日のお手紙をありがとうございました。2. 20 には < 非存在 > のイベントにて 転倒して < 作業 > をして存在した

た。広部さんより話をききとり方まで耳を傾けて下さった人々へ感謝を述べたいと思えます。また、^{広部さん} 私に < 非存在 > を 内心へ ^{して} と ^{して} 感^感 性^性 の ^力 を ^信 頼^頼 します。 (^{広部さん} 無意識の抑圧性 ^の 力 ^が ^あ り ^ま す ^こ と ^は ^い つ ^も ^自 覚 ^し て ^い る ^こ と ^で す ^か。 ^ど う ^し た ^い う ^か。 ^真 実 ^に は ^判 り ^ま せ ^ん。)

また < 論争 > < 非存在 > の ^力 を ^信 頼^頼 します...

ところで、吉本、壺谷両氏の論争に因る < > 評は、概中に記入された (^{広部さん} 希望ではあるが、外の人への配慮) ために記入して回覧してまいりました。現時点では例えが次のような方法を考へてみます。

- ・ < > 評について討論した人々の ^{初出誌から} 論争の全コピーを 広部 誠一 様へ
- ・ ~ 2. 20 ~ と同様の場へ提起する。 (参考資料系紙)
- ・ これ以後、自分の < > 評を記入しておくが、口頭での。

この方法は、原則的に、あらゆる 非利物 (とくに < 商品 > として 資本制機構で流通しているもの) について おこなうことを考へて みます。

87. 2. 26 広部 昇

追記 — 八木さんへ是知、を話した。また、さきほどの < 八木 > さんへ集まる 場でおこなうのがよいと思えます。 < 資料 > 等、を ~ 集めてくる でしょう。

前略 松下様

お手紙ありがとうございました。

ここ3週間ぐらい関節の痛みがひどく、全く起きあがれない～動けないう状態が続いていました。食事も排尿も寝たままの状態でした。幾本も強い痛み止めの注射を使うので中毒症状が出て、頭がぼーとして体が脹らむ吐きけやめまいがはげしく、へこをとることもできませんでした。

しかし、ここ数日、いくぶんおちついてきたんとかトイレに行けるようになってきました。

こんなふうに痛みが強くなり、状態が悪くなるたびに気持ちがかたくなると音をたてるようにおちこんでしまって、生気をなくしていくような気がします。崩れていきそうな気持ちをおさえる気力がなくて暗たんたる思いで生きる意味を考えていることが多々あります。おそろく、春になったらもう岡山へ行き、生活することはできないと覚悟するおちになりました。そんなおちもいかよけいに気持ちを沈ませるのだと思います。病気が悪化するたびに113人なもの(可能性～関係)を失っていきそうな気がします。

寝ている時も何かを考え、生き、表現して成長するとか何かを生み出すことをしたい。— どういう充実感かほしいとしはしはか恩に思います。松下さんのように非在にいても「共通のテーマ」をどこから生み出すテーマととりくむ」にはどうしたらいいのかわか、教えてほしい— いや、自分でみつけるべきかもしれません。

あまりにも情報もなく、関係もなく、元気もなくしてしまっている。自分を内側から支えることは～元気のもと～をさがしているということでしょうか。

何か、また示さを与えてくれたらうれしいと思います。

さておたすけのことですが

①鈴木さんの4号室をひきはらったこと。②根本氏といっしょにくらしていることには、今は異和感や不安のようですが、その生活や
かまれないと思う

存在のしかたが今の僕の存在～生きること～を包括した形であってほしいと思います。鈴木さんが4号室をひきはらうときに語った「飛翔したい」ということばの連続上であってほしいと思うのです。岡山という地になくても、<岡山>からの提起にふさわしく<岡山>を批判しつづけてほしいと思うのです。<岡山>から逃げるのではなく。

③鈴木さんの自己史総括をよんで、その批判がどのように変化なしに持続しているかということについてですが、

彼がかつてあれほど積極的に主体的に実践していたとみえた事～思想の追求を後にたって「せせらゆっていた」といった客体的に総括してほう、その責任のなさはどこからくるのか。自分は同じことをくりかえしはならない、そのために提起をうけたとき、自らの内にある批判をすべて吐き出してぶちつけていって考えて、自らを止揚した状態、自分のものとしえるときに提起に従うと決めていきます。

④については今はわかりません。

⑤のようにいってくださると私はとてもうれしくなります。こうやって手紙を読んだり手紙をかきことにより気持ちのよさを洗って元気が出てきます。こういう気持ちをひき出して下さる関係をもちたことを心から感謝しています。

1987年 2月17日 北原学人

P.S. 地縁血縁からもらった見舞い、金の中から木の葉を同封します。

北原 隆

2.17付の北原新聞は、北原さんの想像を不意に何重に
とこえて、その生命性までとけしめていす。

まず、こゝが到着した 2.20午前には、知は当日の午後
に予定で出てる 大阪地裁の公判(根本被告人)には非存在
しつゝ、〈清輝〉の仁事(1月から開始してゐる役員活動で、
50年ほどたつた何の資格・経験もない男性には、職安をこれ位
しか紹介してくれない。それに毎日働いても月収10万以下)
に出がけでしてゐた。しかし、到着した北原新聞を
立ち読みして、こゝは仕事を休んで(たまたま失職につな
がる可能性が大きい)。大阪へ行き、根本氏や参加者に
回覧しようと思ふ。実行しようした。(この日は、知の代りに仁事をやって下さる
人があり、まだ〈失職〉してゐた。

根本氏は本質的に討論(裁判のすゝめ方の分析)を、肉連丁
の長丁場(テーマ)を拒否して、強引に立ち去ろうとし、身体的な
衝突が激化しはじめていた。北原さんの手紙や、それを媒介
する糸の存在により、辛うじて憎悪や嫌悪の水準で訂正が固定
化することゝ突破され、根本氏も次の討論会場へ向かうこと
になりした。しかし、討論会場では、すゝめおし配り、たゞの向いに
忘らまされしめた。その場に存在したと、存在するのを心算と

交差したことにより、海へと3で変山リつゝ戻りに5が戻り
ません。(即ち、北原さんの手紙コピーは、知のFのFとFに
根本氏を介して、録音テープのFに2と4が戻りつゝ戻ります。)
当日は参加した
北原さんのFし、うごけず、にFが戻ります。(一ヤ、それには)
このFが事態を突破する力をもちてゐることを示したと
思ふ。 (肉連丁の多くはテーマについて、又次の機会に...)

また、当日、参加してゐた九州の門司大星教会の山本
聖(牧師)の、3/1(日曜)の〈説教〉で、この手紙を題材に
して戻ります。その時の録音テープもただただ、同
封します。カセットが戻れば、ぜひ、きいてみて下さい。また、その
教会の中で〈説教〉ですら、宗教的を儀式やことばが
多く、とまどいを感じさせるかも知れません。信州から九州へ
UFOにのって出かけたと思つてきいてみるのも面白いです。
山本さんや〈信者〉で、信者は、決して旧来の宗教の秩序にあたり
ない本質的なテーマを追求してゐる。そのために、裁判や
連続テープや〜にも参加してゐることを付記します。

↑
(岡山で同居されたこととあります。記憶にありますか?)
そのこと、この手紙やテープが少しでも北原さんの元氣のもと
に与れば、と期待していることをあへておきます。へんれもつゝ
に与れたら、ご感想をさして下さる。

87.3.8 松下 昇
(肉連丁、山本さんに手紙します。)
〜主 宗壇にすんでゐる

そんな場処(～RB～)があるはずか?

彼は、何故、現在、その存在を言ってきたのだらう、しなくてはならなかったのだらう。それらの証人について、その証すべき事実として語らうに、語らうと決し、障壁となり、過剰して、語り=馬鹿りか、ここからくみとりみえ、そこをこころいふのである。

もう少しいえば、ここには、被告も代理人も権士に現れなかったやりにしなく、そのやりにしを、〈まいてみよ、まいてみよ〉という原告側傍聴人の存在が、異化の対象としてくみこまれている。

一言にいおう、ここには、他の場面、法廷でみよ、それこそが被告人が被告人である動作を視線が、言葉となつていっているのだ。

(3) 視線が言葉である、という仮定の視覚から、さらに被告人にあるのは、言語はない、(体概念(的思考)はない、という言い方)の仮定とあっている。

とはいは、〈解説〉〈主命〉〈夢〉といった言語も、語り=記述にありていっかえらぬといふべきである。問題なのは、言語や、概念が、意識として、

表出主体の深度にありてい、といったことではない。それらのうすやかる影の領域を意識しつつ、遠慮し、おろか、一言語の連関にありても、ひたひた、はみ出して、言葉の描線が、えがけていっかえらぬのか?

〈やまれの〉である。

言葉と言語はちがふ。どう違うのか? それこそ、表現し、行肩としなくてはならぬのに。

(4) ここまで来て、おたしにとつて、最も違和の示すおろか個人について言及してみよ。四号室の問題を、〈任意の個人みだいなもの部屋〉といったのは、若干不正解であるといふか。根本的にまちがっているといふしかない。

坂本～氏は、四号室にいたのは、着入したのは、任意の個人みだいなもの部屋だぞ!? 冗談ではない、任意としないところに、RB～から4号室への不可避性があり、それ故に、4号室とは何であるか問われているしあなうか。

RB～から4号室への傾斜を、任意のものとしておろか、坂本～氏は、4号室からRB～かどのようにみえたか、4号室から開め出されていって途上ぞ、

RB～かどのようにうつたのか、その視線と言葉にしようすべきであり、それかできるといふ。RB～にかかるといふに、真にRB～に轉訪するよう要請できるといふことと自覚すべきである。

4号室とは何か? おたしにとつては明確である。下へ行く複(重)数的な影をふいた男=女の不協定の女性の関係領域であり、その密度をエロイイズムの成熟として問う、時間軸の一頁、従つて空間性をふいていくものだからである。

かたとも、おたしにとつて、さうであるとしても、この関係の時間性の転回をばらみよ、4号室についての言及など、ちかちか虚偽であるといふかたである。

さて、このことは、大塚間早で問われている人類史的な問といふたものは関係ない。関係あり、とするところまで、おたしにとつての言葉も、生も、おたしにとつていっかえらぬ。

それにして、坂本～氏は、何故、4号室にいたのだらう? きたのだらう? この深初めな問に核心的にこたえたいかきり、～坂本～氏は、〈任意の個人みだいなもの部屋……〉4号室を、RB～の相補性として、大塚間早の世界(史)的波動と場の色格線と逆にかきまわらぬとあつた。

本人尋問の陳述が記述といふ公判調書とともに、その批判表現原本に出たことか可能であるといふか、いま、記憶かうおろかやちかみよ、思ひも思ひあたらぬに、その他相を校対してみたいのは、被告本人が申請している証人の関係性を、等距離、等質な、等斜となつていっかえらぬ、といっていることである。RB～からこころいふた四号室を〈任意の個人みだいなもの部屋〉と説明していることである。

被告という規定、法廷という被物束の空間性を管めて、ここに登場しているものにとつて関係性はすべて、等距離、等質な、等斜となつていっかえらぬ性質をふいたものとして仮構といふ(いっかえらぬ)のことはないか、といふことである。

このことを傍証としていっかえらぬ表現として、判決期日(86.12.23)を視野にいっかえらぬ。

〈坂本守信〉と〜からの

坂本秋子 様 ~1986年12月19日~

鈴木その 様 ~1986年12,20~

坂本つや 様 ~1986,12,20~

お手紙が、'83.11.12消印の坂本様河村と、河村隆三様坂本守信〜の
~1983.11.19~の往復手紙が添付された資料としてもとにある。

お二人の人の関係性E, 等距離, 等質な等料と有, 211く任意性のみ
な(る莫と有る)る場処, Xにか, R0302~4号室~から転落し,
時かヒマリ, Xにかはにかけ上り突きぬけよとしとるよのてある, と,
いふ, 2124 被認しておけばよいのな³³か?

知から、[「]知の身体を消滅させた上で、知の提起は消滅しよう。『リボ
 マリ、生命カとマ』だろ。それに、^{表現} 情念 (具体的には
 3天...)

長谷川の『消滅』が『リボ』に深い影響を及ぼす。『リボ』に『69』
 いくつも交差してきている。軽微〜応用して、そのへたの如し、
 <H>は、『リボ』であるとして、今回の消滅が『リボ』の管轄かと、と強調。
 知は、吹き出しつつ、『リボ』の神聖化しつつ展開と、という話をあてる。

討論(3) '86. 12. 2 大陽地裁公判のうち合せに際して、前記の
 最終行を討論テーマの一つとするレジュメを作成し、配布した。
 <H>を念頭にした知から、明確な発言をし、たしかに(射撃Aとか?)
 『消滅』という身体ではなく、提起の影響力のことで話し合おう
 みたいな話があるか? としたところ、知は11.26夜で
 終わったかも知れない、はずかにして <H>の発言の記憶がある。
 『リボ』で『リボ』の知は <H>を批判〜否定する点に、これを認めて
 いるのは正しい。討論〜の事項の一つとして > 認めるのである。
 <H>の感性への観念から

金本はのほろほろと、以上の記述とを交差させて、再構成して
 ほしい。

*3 金本の討論化の仕方、誠意ではあるが、<どうやら、それ
 だけが『リボ』>というところもできるはず。前記の『リボ』、'69〜の
 2次の消滅が『リボ』との関連のHと考えても...

があるのです。これは、運動の境界といたしてはなりません。固有の、任意の
 死者であり、あり続けるはなし〜はなし(たち)のかけの(歴史)、競争、
 運動からの総括軸として、死者の存在〜声(も)を括弧していくものと
 しているのです.....

- 小山君、これは、その境界線上で、これは、死ぬこと(は)は.....
 いや、端的に死(は)は..... これは、できるのです.....
- なるほど) んです! 小山は、いいね! 死んではいけません、いや、
 死なせません、..... これは、あなたで。..... どうにも死ぬ、死ん
 でいい(と)い)のあり、い運動のこ、動き続ける境界線上の全総
 括を以下に、運動の死滅する方向の総括を.....
- そんなキの..... 死ぬるのことはありません(は).....
- これは、その..... そんなでもない! ぶつてい話しているのです.....
 これは、..... へ、これは、十数年前できなかったこと、あなたで.....
 (に)またの.....
- 聞いて下さい..... どうか、遠くで、遠くから、静かに..... 4つだけ
 いる、そのために12においで下さい。
- へ(は)..... へ(は)するしかない、へ(は)するとして..... あなたの
 (死)は、死ぬる生は、関係性の声の領域にあり続けます.....

(実際の討論を、これにひき寄せ、しきのわにいたものがあるが、記憶の美と
 い) 観念が、ありるとして、その核心が、遠いものに、離れている。従って
 これは、表現に、つぎあかし、つぎあかしとして、その当体
 に、あかしを、い(は)る。)

*4
 *5
 ③ ~1975年8月22日〜付の「射撃裁判の信託」申請書において、金本の
 名が「消滅」士としての、その後の公判での被告人の供述から
 12も、い(は)ないことであるが、その時の「信託」申請書の作成
 主体(「山下昇」)の、判断の根拠と基準を明示し、え

*4 金本氏の表現の中で、一は大きく河がに迫り込んでいる。

*5 添付する ~1975.8.22~付の「証人」申請書 コピー参照。

金本氏の各々「消去」されている証拠については、討論過程でおへる。
(東京RBC裁判一審の最終段階の証人申請から「消去」されていることと
どこかで関連する...)

*6 この想定は稚拙すぎる、私は、今更だ、この事実性で「消去」
された。

*7 添付する '84.5.7夕付のレジュメ、コピー参照。

とどこまで「内務」性故だらうか? どうでよいかと考へつつ、
直接討論過程でおへる。

*8 又も深い意味でどうでよいか、私は存在責任〜がある。

*9 '79過程の、沈潜と表現下の証言、という場合の「表現」とは?
「下」とは?

(各項〜読ん)

「消去」か?

*6 | 中庭の方が悪い事になることは、(RBC裁判の傍聴〜監禁)過程で、
間接的に求めらるた傍聴時のメモの開示の拒否しないうか....

*7 | この問題は、'84.5.7夕付 ~松下昇~からの、「金本証言
の前提として証言」しておきたいこと...." というレジュメの、特に
1, 2, 3, に関わりつつ、その時、この中庭間接的にその意味を
とらえ、(間接)性故にどこまでいかにあつた、というものをあつ
ておく、あつたこととして、これは、この「消去」におい
ては、かなり厳格にいくように、
「消去」していったか....、という、あつ
た「消去」の稀薄さを思いかあるか.....

*8 |

① ...

*9 | (②) ①の正否を何れにいくためには、'79過程の、沈潜と
表現下の証言が、現在の的に明確に示すことがあつたか....
》別冊・白夜通信《 といふようにも.....)

松下氏が4つめしているものにはおへるにあつた。下へはあつたといふ
ものにはあつた。か、たしか、おへるにあつた善意でも、自己弁明のため
で書かれたものはあつたといふにせよと思ふ。

~'87.3.17~

金本浩一

連続シホ準備会
'86 岡山大学祭実行委員会

~'87, 2.26~27~付のしほの松下昇様からの手紙は、

2.20~21 続(日時の設定としては、岡山大に於ける 3.21~22のシホシラケへ
ためめつ、3.15を考之しいますか、.....

とかいながら、この手紙自体が、いんかの屈曲をへ、とていいてはどうか
松下氏への返信はまたの段階ですが、~3.15の日時の設定は、関係諸
方面へつたえ、実現するのには、無理を判断せざるを得ない。この日時は、
とあるが、金本を急ぐ ~ RB~の向付過程として、上記の日の手紙の
意向を念み、さらに、以下の諸問題を(モ)包含するものとして、~3.21
~22のシホシラケが設定され、先慮にて下さることをお願いする。

* 杉尾建吉氏から金本宛て、3.3の手紙
4月中旬に予定されている〈白夜通信〉誌掲載の準備過程。

* 次本さんから金本宛て 3.3の手紙
山本(光代)さんと合してシホ~を考之ている金本の理由、概略。

* 松下氏から金本宛て ~2.26~付手紙
2.20 梅里正を念み、本誌的諸問題から根本に及ぶ表現
表現過程の検証

*

~'87, 3.12~

金本出—

1. 3.9 提案への回答
Lix作成

~3.15~
~3.21~22 k. 打ち合わせ 3.12~の経過

2. 3/12 ①→② TEL

上野氏の松下氏宛て手紙

金本証言の前提として〈証言〉しておきたらと...

1. かつて〈4.12〉公判の被告人として出廷した金本氏は、裁判官が、数回、「さういふに何かへておきたらとでは有りませんか?」と尋ねたのに対して〈黙る〉し続けることにより何かを表現しようとした。

2. その直後、(即)裁判のやりやりの拘束状態で(即)裁判の証人として出廷した金本氏は検察官の〈4.1〉法廷での証人の行動に属するうちに多分に、かつ身ぶり〜行動で表現した。

3. 1〜2のことは、そして交通のターミナルの未対象化が現れ出ているのでは有りませんか? (例: 自他の未踏の証言領域への契機を創出し出ていること?) その段階の金本氏の〈対〉領域は、どのような断絶と飛翔に直面していったか? (私は、シロオチとジウエントの変換図軸線とみると思へ、むしろにみまわっていた。おれ〜のむこうに)

4. 金本氏にとって萩原氏の存在はどのように総括されていくか? この作業の度合が、〈岡山〉でたたかっていた人のたたかへの深度を決めていくともいえる。放置は(おれと自らの)本来的自然過程への回帰を意味する。

5. 仮えて成績評価問題にのみ限定していうと、片山恵子氏は評価権と提出過程、その後の全テーマを共有する位相を開放していきながら、萩原氏(や、現在に至るまでの全国各地の進歩派教官)は、自らの教官性を保守したまま、一時的に一律評価をおこなったにすぎないのでは有りませんか? 〈学生〉存在として、これをどうとらえるか?

6. 萩原氏の岡山からの移転は、何の喩としてとらえられるか? おれは未遂にせよ、ほんとうに〈自死〉しうる根拠に出会ってはいませんか? 金本氏はどうか?

7. 金本氏にとって金とは、巡礼とは何か? 二水まの生き方の金のもう一方に、たとえ逆説的にせよ、この把握がどのように生かされていくか、ぜひ開示してほしい。さもない限り、金本氏と〈金〉を媒介してそれらにた多数の男性や女性は、あまりに無惨では有りませんか?

8. ~ 1984. 4. 27 ~ 〈坂本〉こと ~ 作成のメモ
: 金本証人証言範囲〜領域。は 1〜7によって再構成されるべきであり、これを直前まで具体的に之をわった私の存在責任は今後、追求〜応用していく。

9. 金本氏の記入した文字のうち、おれの最良の資質が今も(!)生き残っている、と大したわけ、〈表現〉に関して

表現—現実としての建築(建造物)
〜の連続性と
身体的表現(表情)の関連:

と〜記入してあった。
おれは建築を全幻想性領域の構造、と〜た〜が...

10. 一方、了承したわけは、その直後の「〜」の死滅宣言、と〜記入してある。オリに私が金本氏のサエる場、サエる所へこの表現を投げ出すとしても、おれは〈〉〜{ }斗争への対立者の存在基盤に〜の抗争のありさつであり、個々の主体で〜ことは自明では有りませんか! 私は今でも金本氏を〈大学〉斗争を〈く〉た最良の〈学生〉であると確信している。

'84. 5. 7 9 ~ 40°の熱〜亭と格闘して、
~ 松下 昇~

昭和四十九年判第二二二号

判決

本籍 東京都文京区本郷七丁目一番地
住居 神戸市灘区赤松町一丁目一番地の一

著述業

松下昇

昭和十一年三月一日生

右の者に対する公務執行妨害被告事件につき当裁判所は検察官伊藤鉄男出席のうえ審理をし、次のとおり判決する。

主文

被告人を懲役八月に処する。

この裁判確定の日から三年間右刑の執行を猶予する。

訴訟費用は被告人の負担とする。

理由

(罪となるべき事実)

被告人は、昭和四十九年四月一日午後二時から、岡山市南方一丁目八番四二号岡山地方裁判所第二三号法廷において、裁判官渡辺宏担当で開廷審理されていた被告人坂本守信外一名に対する不退去被告事件の公判に、傍聴人として入廷していたものであるが、同日午後二時三十分ごろ、右裁判官が被告人坂本守信に対して退廷命令を発し、右被告人が付添いの刑務官によって退廷されられようとするや傍聴人席から弁護士席付近まで進み出ながらいきなり右公判審理中の同裁判官めがけ、鶏卵一個を投げつけて暴行をなし、もって同裁

判官の職務の執行を妨害したものである。

(証拠の標目)

- 一、第四回公判調書中の証人佐藤格三の供述記載部分
- 一、第六回公判調書中の証人藤沢益二の供述記載部分
- 一、第七回公判調書中の証人小林力、同西山節男の各供述記載部分

- 一、第八回公判調書中の証人田井正己の供述記載部分
- 一、証人坂本守信の当公判廷における供述
- 一、当庁昭和四十八年判第二八三号不退去被告事件第七回公判調書
- 一、当裁判所の検証調書
- 一、司法巡査作成の写真撮影についてと頭する報告
- 一、司法警察員作成の搜索差押調書
- 一、押収のハンカチ一枚(昭和五〇年押第三〇号の一)

(法令の適用)

刑法九五条一項、二五条一項、刑事訴訟法一八一条一項本文。

なお、前掲証拠によると、判示法廷において法壇上の裁判官に向けて投げられた鶏卵が二個であったこと、うち一個は被告人が投げたものであること、は明白である。しかし、他の一個については、果して被告人が投げたものであるか、他の傍聴人らが投げたものではないか、について、必ずしも明確ではない。あるいは被告人が投げたのではなからうかと疑うに足る状況は十分存するのであるが、しかし、そうであると断定するに足る証拠は乏しく、判示事件の法廷が毎回相当混乱紛糾しており、本件当日も同様であったことが認められる点を考慮すれば、公訴事実のように被告人が二個の鶏卵を二回にわたり投げたと断ずるにはいささか躊躇せざるをえない

ものがあり、判示のとおり認定したものである。

次に、被告人は判示所為につき法廷等の秩序維持に関する法律に規定する監置の制裁を受けたことは被告人の認めているところであるが、右制裁を受けた後、さらに同一事実にもとずいて刑事訴追を受け有罪判決を言い渡されることは、憲法三九条に違反しないと解されることである。(昭和三四年四月九日第一小法廷判決、刑集一三、四、四四二参照)

最後に、公判審理中の裁判官に対する判示の如き所為は誠に異例であって強い非難に値するものであるけれども、被告人はいわば教養ある知識人であって、将来自己の軽挙を十分反省するよう期待して、実刑に処するまでのことはしないのが相当であると判断する。よって主文のとおり判決する。

昭和五十一年六月八日

岡山地方裁判所

裁判官

谷口

稔

右は謄本である

同日同庁 裁判所書記官

戸上 八代次

㊦

* (控訴) 趣意書

八広島高等裁判所岡山支部V御中

一九七六年六月八日

前記(卵裁判)被告人(松下 昇㊦)をふくむ仮装被告(㊦)

申立の理由は、(未字)を媒介とする全ての(一)公判参加者が共同表現していく。

(判決)に対して

(控訴)を申し立てる。

八昭和四十九年判第二二二号事件Vに関して、他の複(素)一致性の事件群との八分離Vをしいられた位相でおこった、無限に垂直交差する

昭和五十一年(う)第八一号事件

被告人 (松下 昇 ㊦)

をふくむ仮装被告(㊦)

一九七六年六月八日 付

(控訴) 申立書に連続する

(控訴趣意書) を提出する。

* (控訴) 申立書

八昭和五十一年六月八日Vに、

八岡山地方裁判所 裁判官・谷口稔Vが、

α、この(申立)表現の作成し提出し応用の主体は、(松下 昇一)をふくむ複一素(数性の存在である。なぜなら本件の本質的な被告存在は、(一)V人ではなく、起訴ないし制裁をうけなかったにしても本件を生起させた関係性にかかり、その抑圧を転倒していきつつある全ての主体だからである。さらに本件の(一)V審判決は法的には執行猶予であるようにみえるとしても、逆に法的拘束の及びえない領域へ、本件にかかわる全てのものを終身的に収監したともいえるのであり、その宙吊り性を突破してどこかへ舞い立って行く必然の息づかいが創出されつつあるからである。従って、この(申立)表現は、たんに控訴審の裁判所に対してのみならず、はるかに深く広い審理の場を横断しつつ開示されていく方向性をもっているし、この紙片は、その全過程の契機(一)Vつであるにすぎない。

β、本来、控訴がありうるとすれば、少くとも被告人(松下 昇一)に関して(一)神戸地裁Vで審理中の事件と本件が併合された後に出される判決を媒介しなければならぬ。この併合要求が主として(一)神戸地裁Vの判断によって却下され、分離位相での判決がいられている以上、本件について、いま控訴をふくむ申立をおこなう場合、原判決に対してその水準でのみおこなうのではなく、位相的分離をもたらす法の構造に対してもおこなうのである。このような重層的な提起の方法は、本件とかかわる全ての(一)

公判(一)過程についても必要であり、たとえ可視的に分断しているように位置づけられる段階にあっても、それぞれが、相互を包括し併合しつつ本質的な審理を実現していかなければならぬ。

γ、前述の点を把握しつつ原判決を検討するとき、少くとも次の控訴理由が不可避的に出現してくる。

一、原判決は本件に関する被告人の発言、とりわけ

昭和五十年五月三十日第九回公判における

手続更新を契機とする意見陳述 と

昭和五十二年二月二十六日第十四回公判における

最終意見陳述

についての判断を宙吊りにしており、

それによって本件の審理不可能性を開示してしまっている。従って、前記の陳述をふくむ公判過程における被告人の表現を(控訴)申立理由として併合的に提出する。

二、控訴理由としての刑事訴訟法第三八〇条(法令の適用の誤り)および同法第四〇三条(公訴棄却の決定)にふれつつ……

原判決は「法廷等の秩序維持に関する法律に規定する監置の制裁を受けた後、さらに同一事実にもとづいて刑事訴追を受け有罪判決を言い渡されることは、憲法三九条に違反しないと解される」とのべるにとどまり、最高裁判昭和三四年四月九日第一小法廷判決に依拠するのみで、「制裁裁判そのものが憲法に違反する」という弁護人の主張や、法の自己矛盾と解体に関する(一)坂本証言に対して具体的な反論をなしていない。

被告人が同(一)V事実にもとづいて制裁と有罪判決を言い渡されたとするれば、法令(の根源)の適用が誤まっている可能性についての審理がまず必要になるであろう。(判例の再検討を当然ふくむ。)この作業は公訴棄却の結論を導くはずである。

三、控訴理由としての刑事訴訟法第三八二条(事実誤認)にふれつつ……

a、原判決は核心的な証拠調を欠損させたまま出されている。とりわけ、本件発生の原因をつくり、制裁裁判と告訴をおこなった裁判官渡辺宏は検察側証人として昭和四九年八月二二日の第二回公判において申請されていたにもかかわらず、不明確な理由により申請が実質的に撤回され、被告側から昭和五十年七月二五日の第十回公判に際しての現場検証の立会人(証人)として申請がなされたが、裁判所はこれをも却下した。この事態は、本件の公訴の根拠を撤回するに等しいことであり、渡辺証人の召喚(取調なし)に本件の審理が成立しないのは明白である。

b、原判決は、本件の真の意味を解明するために不可欠な被告側証人群(一)V審に提出した(証人)申請書のうつしを添付する。(一)を殆んど却下し、(一)V人だけ採用した(一)坂本)氏の証言は、形式的に証拠の標目に記載されているとはいえず、判決内容には全く影をとどめていない。控訴審においては、前記(証人)申請書および(一)坂本)証言に登場する全ての人の証言が必要である。これらの証言なしに審理は不可能であり、とりわけ原裁判所が(一)Vたん採用しながら昭和五一年二月二六日の第一四回公判の直前に採用を取り消した(一)女)性証人の証言内容は、

1、被告人は、本件発生時に法廷にいたかどうか。
2、(一)卵)は、どこからきて、どこへ行く巡礼過程にあったのか。
3、本件の真の行為主体は公訴棄却(極刑)のむこう側にいるのではないか。
という点にかかわるだけに、これだけでも原判決は破棄をまねがれない。

c、原判決は証拠の標目に(一)卵)を記載していない。これは本件が、(一)法廷Vのみた悪(一)夢Vにすぎないのではないかと、という推定を可能にしている。また起訴状で(一)二)個となっていた(一)卵)の数が、原判決で(一)一)個になっているのは重要であり、本来、複(一)素(数性の整序不可能な(一)一)を抑圧しようとする方法自体の崩壊を示している。原判決なりにもっている論理をもし公平におしすすめるならば、(一)卵)の数は(一)二)V(一)一)V(一)一)V(一)一)Vであり、これこそ(一)卵)裁判にふさわしい結着というべきである。

四、控訴理由としての刑事訴訟法第三八一条(刑の量定不当)にふれつつ……

原判決は、実刑に処さずに執行猶予とした理由として「被告人はいわば教養ある知識人であって、将来自己の軽拳を十分反省するよう期待して」とのべている。これは、ことは通りうけるとなるならば、原判決の依拠する最高裁判例が被告人(いまだに氏名や行為事実是不確定)を実刑に処したことと比較すれば、誤りであり法の下の平等に反する。(もちろん、判例のその被告人こそ、無

罪と公訴棄却とあるいはそれ以前の判決に相当しているの
あり、判例を支える法秩序を解体していかねばならない。そ
して八教養V概念の飛翔も、真の八教養Vとは(卵)を飛翔させ
うる力、のこともあるのだから、(おそらく、前記の理由づけ
は、本件の内包する怖るべき一)性を回避するためになされた
にすぎない。だからこそ「軽挙を十分反省」する必要があるのは
本件を出現させ、大学斗争をふくむ全情況の根底的対象化の契機
と持続の条件を与えてしまった法II國家(を支える情況)そのも
のである。

五、(共同表現として作成し提出し応用していく。)
(編集者の註。この文書全体に、巨大な花卉が影を落している。)

(証人)申請書(添付資料)

昭和四九年(初)第二二二号事件に関して、現在までの審理過程をさ
らに飛翔させるために、少くとも、次の(証人)を申請する。

一九七五年八月二十二日

前記事件被告人のXX-XX人

(松下昇卿)

岡山地方裁判所御中

* 札幌市東苗穂町四八四 札幌刑務所気付

ロン・ジャーニ

(判決では 天野 積雄)

昭和三十三年五月八日、札幌高裁判事第三部法廷に出現した「
鶏卵大の石」を契機として、監置十日間、さらに懲役十月を加え
られた背後の事実性について。

* 愛知県南設楽郡鳳来町布里釜土戸四十三

川合 吉雄 気付
田中 要助

昭和四十七年四月二十四日、名古屋地裁第十一号法廷南側構
内に出現した「鶏卵大の石」を契機として、法廷内の被告たちと
相互に分離されたまま、懲役六月、執行猶予二年の判決をうけた
意味について。

* 愛知県豊田市平芝町一二十一

河合 ちはさ 気付
広川 茂子

昭和四十七年四月二十四日、名古屋地裁第十一号法廷において
「裁判長に向かって投銭した一円玉二個」が、監置五日間の後、
被告人に返還されつつある過程について。

* 岡山市津島岡大南宿舍RB三〇二

坂本 裕美 気付
坂本 守信

本件の起訴状にその影が落ちていることを媒介しつつ、本件の
前史および後史の領域を含めて、証人に関する全ての公判記録を
応用して証言する。

* 岡山市南方五丁目三一二〇松原玉子方富 井 富美代 気付

小松 芳文

本件の発生した法廷に被告人として召喚され、かつ不出頭を許

可されたことに象徴される審理の弯曲を、玉子方の生活空間の深
みから証言する。

* 大阪府茨木市春日三十五一四一

山本 幸 気付
山本 美恵

召喚状の到達不可能性の開示を、本件の発生した法廷に出現し
た、なにもかにかに委託した経過、および、証人に関する控訴審に
被告人を証人として申請した根拠について。

* 徳島県板野郡板野町大寺字大向北一の

国立板西療養所内 森 弘子 気付

山本 光代

本件発生と同八一Vの法廷において(請求却下後に出現した
パチンコ玉)個(証拠保全請求済)を契機として監置(五)十
日間を加えられつつある意味について。

* 倉敷市玉島乙島白銀山病院内

宮本 哲 気付
大熊 正喜

本件にかかわる公判過程に八片山恵子のこどもVの口から出現
し、監置七日間の契機となったアメ玉の味と、その行方について。

* 神戸市東灘区赤塚山神戸大学住吉寮委員会気付

上原 孝仁

本件の被告人と共に、六甲空間において、タマゴを使用する
八 V焼を営業してきた経過と、本件および証人に関するタバコ
を契機とする監置十五日間の関連について。

* 岡山市伊福町三一一一

萩原 勝 気付
若杉 泰子

本件を発生させた関係性総体が、証人の生命に及ぼした影響につ

いて。

* 名古屋市昭和区山脇町一八むつみ荘内 竹 中 千恵子 気付

森川佳津子(あるいはV成田晴子(同八一V人物))

本件発生と同八一V時刻に、(他Vの場所)で被告人と出会い、

……して現在に至っている意味について。

* 神戸市灘区赤松町一一一

松下 昇 気付
松下 未字

本件の真の行為主体について。さらに

〜87.3.19〜 Mの〜3.17〜付の金本→松下手紙について
註〜の「序」としては、郵送士山本聖牧師のものではなく、手紙類は別箇の資料
の間からでてきたもので、あやしく、'87.3.21〜22のシンポに参加した
山本聖牧師から手渡してその直前につけたものにあらず、と推定される。

消滅〜消去〜去消〜 といった言葉もなすべ、僕は極めてポリティ-
シのくさい文章しかかけてないが、それはそれとして、〜卵〜裁判の証人
申請書から金本浩一の「消去」に關し、書簡(2)で書き表望しよう
とした時は、このよくなる手紙のやりとりがあったことと忘れず、僕は 情況と
事態の核心に直接せまっていたとして、……ことだけは読めるものだが。
間について、直接討論過程で述べられず、討論したという記憶も全く
ないが、答えている言葉、言語表現はうけとっている。いま、ここで、自問自答
しようとしてもとらえきれない。

僕は、僕が消去した、僕を去消した(証言)台から、そこにいていい、
そこにいていい、何処かかっているか、よくなる、瞬間移動で同一時刻に
別々の場にいる、そんな(証言)存在がある、移動反復訓練をかき
かいているか、よくなる(奇想)ウイッチ、引越性水準の上限たる国家と
交差した現象過程の情況構造化性において、それをほみ出し突破する
ものとして、表現しようか?

(実現)

例は、次のような引越性の光景の発言として。……

» やはり→には決定的に遠いめらされている感じがするんだけど。
例は、69年とか70年と言う場合には、極端に言わば心に出現して
良かったんですよ。どこにでも僕が出現した時期がある。同じ日に
高々日本、領土内だけで、7所に同時刻にいたという話があるんですよ。
…… « '87.5.4〜5 シンポ(第2次)の構成と作成過程〜 には4回(松本)の発言。
山本聖牧師は、いま、どこで、何をしてあるか、祈っているか?
再三、僕にけへてはかきとらなうか、死者の、言葉の、(使者)として。

〜87.3.9〜 ム木く消滅フォーラム)についての直接的な討論、やりとりの他に
とくに関連して、関係せずとも、より深く、左の視野からの発言と記録取
ているものを、'87.3.21〜22 シンポ(第1次)からしり、書きつらして置く。

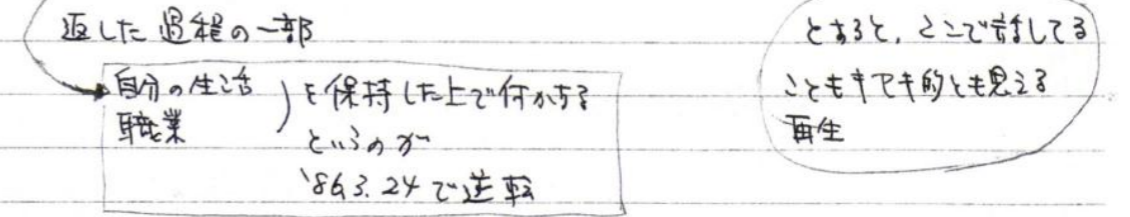
- 他の惑星でいともつものみ、地球でもいともつ
- 3イヌや沖程の言葉 … 国家に至らぬことばとして取り上げられたとき
はじめてことばとしていともつ

• 「自滅の子供たち」という云い方が数年前からあって A367(2)での生活、4人前
から自己史の対象化・転倒を行う対極の扱束(B)をつくらせているが、(それ
以外にソレをほみ出す空間-Y-を設定)、いまBを拡大しようとする動きが
ある。拡大するとそこで何をしようか、か問題になってくる。

空間について何かをしようとするとき、全テーマが問い返される。⇒空間の移動
〜拡大→表現〜運動の変換が必然化する。

- 「松竹梅」の救済センターでこの時おれた人の軌跡
↳ 梅内氏は権力的に抹殺?
公然とシャバを歩いている死体の問題めきに抹殺云々はとりあへ
ない。

• 松本浩一は「'69の闘い(闘い?)は一回性である」という(奇想)をいって
大学斗争は消滅した



(それと松本が発言したのか記入してある? 推測せず、手とめたいとき
がこないとおく。

金本浩一様

3.22には、発語した。3.23までを待たせて、たのしみ
瞬間の〜く〜が返りました。其年にお礼を申しあげます。

たのしみ、経過の記録としてお礼を述べると、〜く〜も〜の〜、か
ある〜み〜て〜く〜で、〜3.24〜付で〇大返りに文書を作成

してあげました。しかし、この手紙送ると、私に3.22に
返して直接的批判の〈n+1〉次元性とした意図が矢張りわかって、

と考へ、原本は金本さんに委託します。(お返しは返さなくていい)

この手紙、もって返さなくていいし、開封して返さなくていいです。(*)
〜く〜も、や〜い〜役目をお願いしてあげて、心苦しいので、この手紙

は、作成日時の日付に記して送る私の〈書信〉に封筒して返さなくていいし、
↑
同封表現と、一方的に思いつく、投函します。

〜 '87. 3. 27 ~ 29 ~ 松下昇

* 私に返す前に、2の内容が展開される(少くとも、その契機はつづ
く)のが、一応了解するが...

~~判断にお困りの場合は、〈返送〉にて下取りをさせていただきます。~~

'86 大学学実行委員会 } 御中
連続20周年準備会 }

3.21~22にお返しする人々 }

'87.

3.21~22についての見解

〜 '87. 3.24 ~ 松下昇

この手紙についての

1. 具体的な決定が何をもて水取ったのは、私の〜3.9〜
表現(とくに〈認識がらみ〉)に関する各人の総括(展開)への
対応が、具体的に与えられたこと、の^{象徴}としてお返ししています。

2. 〈3.21~22〉

参加者の表現のそれぞれが

の成立条件についてと同様です。

成立条件に至る討論の開始としては、大き〜く〜と〜を〜と〜は思っています。

3. 1~2の見解を支えるのは、主観でいいから、事前に明示されて
いた私の〜3.9〜表現(とくに成立条件)自体の成立条件についての

異議〜がなかった、という前提です。もし、これに
異議〜があれば、〈3.21~22〉に持続する場へ、異議〜を
人の全員〜<〜>致して(私)を招請して下さい。

4. もしも、3.21~22(とくに私の参加した3.22)の^{表現}全容^{参加者の}を
私の提起に耐える応答としてお返ししてください。

大き〜示唆をうけて〜は、たしかです。

5. 3.21に回された私の〜3.19〜付の表現についての討論は(具体的に)
3.21には全く与えられていない、と私はうやうやしていた。こゝで止めてはこゝから
生じているか〜と〜の〜に止揚して〜、更に追求したい。

9. 3.22の私人発言の補充(断片)

a. 新卒不平等において、松下(内題)を消滅させようとしたのは、

大学戦争<前>の進歩派を中心であり、これは、松下の影響が

消去し与へ、大学改革はできる。と、くりかえし主張した。

↓
何かにあきらめざる時は、何かに譲るべき!

(例: 子と母の争い、<>戦争批評、〜)

b. { '86. 3. 24 } の構造的意味について、鈴本を指摘した。このこと

に、最も異知をかんじているのが<根本>にある、という逆倒に

注目すべき。別の一方を見ると、生活-職業と幻想性居間

の比重の逆転、という本の一つは、<かれ>は自覚的に<く>た

という外、外的にしている、<く>くはありかつ、その外的

にみえるものが深い内在性を 縁 縁生についてもさうすること

に付く故に拒否したか、である。(内題以前の拒否の身小りに示されているが)

これを批判するには<消滅ガソ> 全部を<く>くはするべきである、)

↓
について 3.22に開示された

c. 提起にすくくは之とすくくは之、すくくは之にすくくは之の感極と

<根本>に依拠して対象化してける 性、<鈴木>は 性 に好する

岡山総括要請について。この依拠性対象化の深さによってのみ

かれは <と批判> できるのか? と好する

10. ~ (直接、居間する。)

誰かから誰かにあてられた私信の手紙は、ほとんどの目玉みまに、消滅
するものである。

AからBまでの手紙が、Bに「どうして開示が非開示の条件を付けて
次元的に展開に」(電報)に、ここにはいれど目の目玉みまに。
この「8」, 3.27~29 付金本まで松下昇の手紙は、金本を電通し、
その背後の「後開」を射くし、かれ、開の目玉みまにありとせざることを
いふものである。

~3.9~ 表現、* <消滅ガソ> について (とくに成立条件) 自体の
成立条件は、表現行為において、このように異議なく無化、反撃、
止揚してゆくものである、と。

松下昇 様

～'87, 3.27～29 の送り状' とともに、～'87, 3.24～付の '87, 3.21～22 についでの見解
表現どうせとリ、あつかっています……

この見解表現が必要とあるまで……というの、少なくて、同表現の存在の、5に7の
補充でのべられている、固有名詞として現れたいの、そのための〈不審〉表現と
ともに、〈同〉に合するとき、例え、次回の～白痴通信読者会～の時まで……
というふうに解してよさうでしょうか？

見解表現の田舎の尾端は、〈内〉～〈外〉(連)～の場合その契機が……くら
い、この場合は、やはり自叙、～3.15～3.21 にかんがみ、〈外〉からの契機が
ないかぎり、無理をなよりに思います。

いま、何故、このように、〈消滅〉……なの？ 感ぜ、本もろくさの
一瞬に、かつ、いま、一瞬間の機軸～意志、そのまわりを、夢の
模像のなかに重ね、全く > 過程をわきまのものを消滅にとも
なう。思いかきえてみます。たまたま、存在の固有名詞、固存性、その完結
……問題ではない、といわゆるで、問題である次元に、すなわ、〈消滅〉は
ないでよいでしょうか？

ある。〈消滅〉概念は、消滅はよほど、といふは〈機軸的〉名称と……
いのでよいか？

～3.9～付の表現を管轄する属的存詞の核心をいふ、)をめぐらされる
地帯、よい、深い関係性の領域で、言葉でめぐる、いふ……
……思いかきえらる…… かなわぬ時間の褶曲のなかに……

～'87, 4.11～ 金本洋一

(金本→上野 ~'87, 3.26～)
 桐尾→金本 '87, 3.26 金本→桐尾 ~'87, 4.2～)
) 200
) 同封はす。

上野清隆 様

3/17付のお手紙をうけたのは、~3/21(岡)大シニア~から夜半帰宅したときでした。いつもながら、誠実さのうちとぬらぬら文字をみて、わたしなどの心もあたかもあらわされる思いです。翌日のシニアの会場で、(無断で...)回覧してはち...

上野さんの手紙の後半部分、〈白夜通信〉についての言及に关しては、同封の〈白夜~通信〉について ~'87.3.20~ (4)で、わたしりの考えをのべていますので、ちやを讀みとって... いまどきたいのぞろぞろ? 松下さんあて ~'87.1.13~付で、わたしがあてて、「欠落、無視、歪曲...」と、上野氏を想定に自分にもわかるよう書いたのは、以下の折なりと思ひますに... してこのように考へていたからです。

- 1) 1/2~3~ 〈白夜通信〉読者会~記録には、作成主体の明示されてない。
 - 2) 記録への、「欠落、無視、歪曲...」といった反論が有りうることは表現論的にも予期され、言及されたい。
 - 3) 上野氏か、村尾氏との共同作業~相互検証~で、作成していく... かきとめたものとして、そこにおける上野氏と村尾氏の位置が、一言とでも述べられたい。
- ... 記録するという行為を通じて~読者会~に参加していくという上野氏の考へは、わたしのほうに極にあるものとして、どういふ手紙をこのでできるか 覺悟を求めざるが、〔討論~記録〕の両面を切りとっていく情念(自的位置)のとは口で、言葉とかみあわせていかなくては... とも考へます。

*1の部分が、次の箇所と対応しています。
 ~〈白夜通信〉読者会~にかしの2つの〈記録〉、討論レジュメ
 この2つに欠落している 討論・やりとり ^{*2}から、わたしのほうの幻滅性の
 質の現在に行きつき、格闘していく ウイジョン

*2 ④ この会場~討論の過程がテレビでとらえられていると知ら...
 ⑤ ... (わたしのほうに、いやなほうに... わたし自身、あきらむ)

た。この時、わたしは、《アスイメージの終極、映像と現実の交換》
 (「ハイパー資本主義と日本の中の333」 吉本隆明 x 川村湊)
 という本を思い浮かべ、自分の言葉にして読んでいることと書いておいて
 えています。

わたしたちの行為や言葉、現実の生活過程に附加価値的にかつぎ、
 くいせり、復元し、あつてもその存在をすくつか生起しているもの
 な現象の出来ている現在の幻滅性の質といふものがある。
 ちやに明確に弁別できるものが無いわけでは、

殺人現場の映像か、映像のなかの殺人現場として、殺された
 いし者と含む者との〈視〉執に反復する、ちやもある幻滅性
 の質の現在 ^④ といったものにちやこみ、すくつかあつていいると知ら
 ... 死への過程、ちやにあるわたしの死体(のイメージ)をも、反復
 する現在の生のため、生としてとり出せるものではないか?

あの幻滅過程と集約する肉体というものがあつて、そのちやこみ
 への分散が、人類史などという大まかにはいれないにしろ、ちやに
 裂け醒めるある新たなちやのちやでない保障はない(はず)。...

自分もまたまりのつかないことと書いてしまいましたが、いふかの討論
 の素材のひとつとして(も)かききしておきました。

~'87.3.26~ 金本浩一

村尾建吉様

1. 3.21~22の(岡本)シンポの場と、村尾(22) [白夜通信]について(27.3.20~(4))とのメモを配布

1. 佐伯氏の把握が甘い。このメモは、3.21当日4部JCLに、佐伯氏に村尾氏と
会場にいらした太郎氏に手渡すの依頼し、回覧文書の手配に前にいた浅本さんに一部
中渡し、もう一部を回覧用として下の方と書いておいて、その主旨の発言を浅本さんにシンポ場

① でしたら書いておいてもらう。それ以前の村尾~金本の手紙のやりとりは、シンポ前からの
郵送等でもあり、当日も回覧用としてありと思ってる。村尾の判断が、(ちゃんと片
隅に書いておく)というもので誰かの目にはまればよいと思ってるもの。

(太郎氏に、どうやら、白夜通信読者会~'86.11.23~3.21~を通じ、一番く寡黙)と
村尾(か)みえるといふ人、という以上の意味はありません)

② 従って、おれの方から討論の素材のひとつにしていくという積極的な姿勢は全くなく、誰か
からやってくれ、それを加えて発言して欲しいと思ってるというところ。

③ (このうちの前、隣近所をどうもくばって、新幹線の音がせうまくはることは、どの
ようでもはるか)という村尾氏の、おれへの問いかけとして、時の櫻通信の記事
についての否定的な見解を、'84年以降聞いている、それと、3.15~RBで札幌
から帰ってきたばかりの(学生)三人に、(一体、どうお互に情動的な根拠から、どう
できるのか?)というおれの発言を重ねて、当日出席していた(ヤ)エツチヤさんに
'79年当時の感想をふくめて聞き出すと、おれはしていました。それについてのおれの
受けとめ方、意見はいろいろとある……。どのような場合でも、どうも、ステッカー
はりを飾る視点や場所をどうおれにはちがいます。

学館食堂のまわりの掃除の仕事をくびにやっていた時、おれは、くびにした厚生課の役人の個人
名に職名と朱塗りをして、学館付近に貼り付けている。……

いすかにしても、(宿カ)関係の撮影に自らのカメラを振りつつ危機に直面したとき、おれに
おれから表現的展開としてのせうという発想が、ひとつの手配として選択されること(も)、
一義的な判断をたてていける(はず)。

ただ、存在視線の上下という……方が許さずとすれど、下方に、そのお互の手配を行使
するとは、おれも否定的であり、その場合、他の手配、方針が問われる(はず)。

(79年当時のことについては、~3.21~シンポの後に、山本聖氏から発言を証言をきいて
います。概念がネジ打たれ、口堅い……)

と3.21の件にかきつけた時の櫻通信、記事についての疑問点、村尾~金本のやりとり、今回の
白夜通信読者会メモ、メモとして(は)めてみる(はず)か?

金本浩一さま

~3.21~22の岡本シンポに参加した佐伯氏から、3月3日付村尾
からの金本氏宛書簡(この返信)に対してあなたのレジメを受け取りましたので、

以下の集を記しておきます。

1. 佐伯氏によると、このレジメはシンポ参加者全員に配布されたとの
ことですが、

① あなたのレジメに目を通した参加者は全員が、前述の村尾からの
金本氏宛書簡にすでに目を通していると判断したうえでそのレジメ
が配布されたのですか。(7.2.16~付金本氏から村尾宛書簡も読)

その判断の根拠は何ですか。村尾の考えでは、レジメを配布する
際に前記の表現群も添付する必要があったのですが、どう思われますか。

② レジメが配布されたのみで、討論されなかったのはどうしてですか。
討論のテーマのひとつとして配布されたのではなかったのですか。

③ 私中巻でのビラーステッカーの配布~張りに関連して、時の櫻通信
1号に関連する記述に村尾が触れた発言について金本氏が紹介された
際、あなたは村尾の発言の趣旨をいしあなたの受けとめかたまで述べ
て討論されようとしなかったのですか。(①~③との関連で)

2. <白夜通信22>の冒頭部、あるいはマルクスの引用等について
疑問を呈されていることについては、村尾の判断を現在のところ留保
する以外にないが、

① マルクス等の引用について疑問を呈する金本氏自身が共同表現(論)
に関して、ドゥルーズ・ガタリの著作をもってくるのはどうしてか。

② マルクスなんて知らないように、ドゥルーズ・ガタリも知らない参加者
にドゥルーズ・ガタリをもちこぶに、あるいは吉本隆明の世界視線

2. 4Eは、今もまじつかけています。『白夜通信 22』に、本をぶら下っている、いや、こぼる火を
引いていっている。どう思っているのか。判断を留保して書きたいのか？ 4Eの
留保とエッセイのどほうか？

① 何を引用しているのか。また、4Eは引用をせず、〈共同表現〉のことに思いを
する。現在最高限、トールズ=カサリの文章でも念頭に置いて下書き、と述べている
わけなの。4Eは、その根拠として、'69年のどこかでトールズ=カサリの引用を行って、4Eし
ての思考のバックグラウンドを、そこそこの照射をきかすかに言及しているにすぎないのか。
要は、表現上における概念的連続と切れ目であり、白の文脈における相互の提示の仕事。
(4Eのことは、~3.22~ 松下氏から、金本の提示に対する拒絶に近い見解をうけたこと)

② 4Eに4Eは、共同表現の帯域の水準として
読まれます。この〈思い込み〉をどうにかするか...

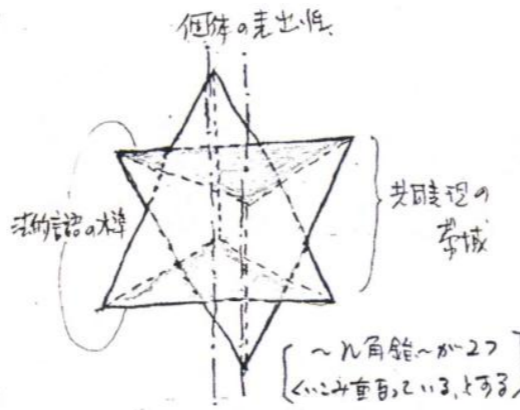
④ 幻想領域に関する描像への文章空間の描像
~65, 11.15~ というレイアウトとリンクさせている
ふもろ... きのかできるともしかなせんか...

① どうも考えませんが、そのかわり4Eは、北川透氏の
発達の延長線上に、どうか平行線上にあるのか
トールズ=カサリの著作ではないか、とも思っています。

4Eと時の櫻通信が共同表現である、ということ、決定的に違います。4Eは、時の櫻通信
が、自主発行発行委員会から松下昇~未命}によって生み出され、記載エッセイとして、と
いう白夜通信2号の主張を呑みつつ、個体的な発出が分散エッセイ、4Eは、離脱していく
関係性の水準において、表現の過程が、4Eとしてよりこぼれにこぼれから出す。

3. ① 4Eは、4Eのエッセイの例として、〈白夜通信 22〉の尾端のように、(98614)に込め
た不可逆的な発出をどうにかしたい、というところから出す。

② そんなつもりはありません。一語を置くにしても、〈構成の美〉という視座があるとして、
(98614)に込め、4Eは、白夜通信水準の模倣関係として提出しているのか。
この関係の模倣性について、書こうと拒否し、離脱しているけれど、離脱を離脱
した身体といえるものも、4Eから4Eは、ということ、現在の、現在における4Eの
見解です。
~'87, 4.2~ 鈴木浩一



なることばを用いず、あなたは共同表現(論)について語る必要が
あるのではない。

③ 最初にわたしたちの目の前に共同表現(論)なることば~発想を
つきだして出た北川透のそれについて、あなたはどうか考えるか。

北川透の発想の延長線上に共同表現(論)を位置づけ、展開
していくという考えはないのか。

④ ~103~通信が共同表現のイメージとして▽であり、時の櫻
通信が△であるということについて、もっと展開してほしい。

3. あなたが"他者性の根源に開かれる契機、と"共同表現の
成立の契機、とを同じ契機とみなしているとして、

① "他者性の根源に開かれる契機、について、あなたは
具体的にどのようなイメージをしますか。

② その契機は紙面の展開において生み出されるものであ

以上、とリ急ぎ記してみました。白夜通信<読者>会の
日程は 4月19日(日) 5月17日(日)、いざれも 13時~21時
場所は 前回('61.11.2-3)同様、園田地区会館で開催
予定ですので、お知らせします。尚、この表現はあなたから
そのコピーを(返答の北川透氏) 3.21~22 シンポ参加者全員に配布していた
だけなら、と願っております。〈読者会の重要なテーマの
ひとつとなりますので、返答はできるだけ、早く原稿を返す
と思っています。

1987年3月26日
村尾建吉

時の際通信第16号の発行委託プラン

～'87.3.30～ 発行委員会

- 1. 発行時期
- 2. 発行方法～費用
- 3. 内容

3. 内容 ① 中<15>号との<>試案(この自体の議論に於て変更は可能) 1～2頁
 ② 中<15>号との<>連続性 (400字×5枚) 量を含め

(中<15>号は小<15>のバリエーションに因り'86.8提起)

② 参加者の中心山各裁判過程の破綻略 (400字×60枚)

A367系 (α, β, γ, δ) 15枚

根本化と被告人と可罰刑事公判 (12枚)、人事院審理(4枚)

RB系(厚、α、β、γ、δ、学友会、(法学) 15枚 此厚化のテマ

松下台に因り了中1～2～3次訴訟 (2枚)

高校高裁 (3枚)、不評化のテマ (3枚)

判例公判論争上答案 (2枚)

神戸大学争上答案 (2枚)

河村公判上答案 (2枚)

③ 関連する裁判過程～交差可了テマ群の位FA (400字×3枚×5)

守下訂反口或罪状罪

中山事件

岡山大学争

自改通信誌研究会

教団～教区～教会

④ この通信の自訂性には行り可(任意の)テマ (400字×3枚×10)

⑤ 中<15>号の訂正～註 (400字×5枚)

⑥ ～ (調整予備E含む) (400字×5枚)

共同表現論の素材として

～'87. 3. 30～ 松下 昇

木、'87. 2. 20 尼崎中央公民館の討論にあつて、私は、情認識の一つの断面として、

- a. 岡山大学第一連統レポート
- b. 白夜通信 (とくは中<22>号)
- c. 根本氏に因する記事整理

の成立の可能性 (成立条件の討論)

(私の進求する第一認識の) と提起した。

木₂ 前記の提起は、あくまで一つの断面であるが、少くともこの断面に因する諸座の討論は、a～cについて展開することとした。a. 長、c そのほかの展開はありえなく、とりあえず判断している。(ありうる、という判断が訂正に可能であるとして、その両方を設定する根本の相互進求こそが、<(斗争)論として不可避である。>)

木₃ 可能性論は、一つの方向では成立条件論 (すなわち、訂正に因する消滅パラド論) と関連してあり、もう一つの方向では共同表現論と関連している。この二つの方向性の理解の座標系を形成している、とせよとある。

木₄ この確認 (に至る過程) にあつて、いま共同表現論の方向から a. 長、c の展開の契機をさぐると、

a にあつては、企画、パレ、接如金等のラマに〈点〉周縁者が、
 c にあつては、'86. 11 の証券会社隣の白夜通信の刊行～内容と、
 字と、
 c にあつては、根本氏の〈自〉肉とせよとある。この間に媒介

的に転換しているが、
 について、まず討論が開始されるべきである。第一の契機

や高次化の方法は、
 長とすくりにせよとある。

内藤 様

87.3.26

松下 昇

根本氏の人事院審理の代理人に当っての取次ぎについて、2.26

にお話した際、

2.20 内藤氏から根本氏へ送られた報告

報告

//

根本氏からの要請が返れば、6番目迄には名前を載せて貰

というようにうかがった上でいて、これを竹中さん(たす)にま
伝えました。

竹中さんは3.10~14に根本氏と会って話し、根本氏は

自命としては、たすさんに当ってほしい、とほのめすものが、手子には
反対してほしい、との意見を述べ、自叙の代理人選任届と印鑑
を竹中さんに託しました。

そこで竹中さん(たす)は、内藤さんの代名を3番目に
載せて提出しようとするわけですが、

この方法には、異名や子字がふりかと思ひます。

① 現実的には内藤さんが人事院と交渉したり、文書作成したりと
いう作業をたすさんでやる。(審理に必要な資料をふりかたり、
また証人として採用された方が証言していただくとして)

② 本質的には、内藤さんの手交す可成り **ことのある** 知らずの事と
交差してゐるし、より浮化させるべき情状的必然がある。

という視点は同意の取次ぎでしてはどうか? さらに疑問点があるのは、この
に託す竹中さん、又は直接、知らずに提起して下す方が望めます。

鈴木 三子 様

- ① 大塚理香 (A367~松本さんの公判) 証言
- ② 人事院審理 (<城崎>、介理人テーマを含む)
- ③ <6>の月の現在性
- ④ ~~~~~

に その点としては どの方に聞ける あるいは聞かざるの
お考えでしょうか。 いずれの場合にも

このことについて レジメを作成しつつ、上記①②③④~

に関する会議の場を、
* 二の作成はすべて人が行おうとして、*を
そのさんが提議されたことか 情況を伺う
銀

おそれとも 5.13<->同年の前日、5.12午後10時~に

設定し、水いん、<1>才児、~ とともに参加して

いたたいでしょうか。

参加されない場合には、

松本さんと無関係に生き 生涯うける 越える=とる 果敢

覚悟を 子に 実話 して 授けられる という こと になり すが
そう ではない 以上 ~~~~~

4.14 (大塚公判) 前に 御返事 いたした こと、よく
お願 います。

* 昨年7月末と12月12日に ^{松本さん、赤松さん、(4人) 証言} 城崎へ 行った こと

それが 未開示 した こと
ことについて その さん の 発言 (3.10)
その 間に 行った

" あり 場 (一周山(2000) 程度) 2-12 日の こと、
Tさんには 言 えず と思 ったが、言 えば 負担 がかかる
と思 った。 "

は、 転送 の 場 を 作り つけ たい と思 っています
ませんか。 それ が ない と 主観 的 意味 づけ いかん にか かわ らず
キマッ 的 構造 を 越え たい と思 います。
行為 - 発言 の

* 中野 先生 御持 費 を 受けて 札幌 へ 来て いる こと について
(3.10)

" 2-12 日 あり 場 あり、Tさん 子 供 たち に かわ した こと 2-3 日
(時間) (3.10)

という 主旨 の 証言 の 発言 也。

前 記 * の 場 を 設定 して 言 いか えて
いた たい でしょうか。

生命 や 時間 の 松本、心 敗 自 在 性、^(証言 の) 証 言 出 して

1987年4月7日

中野 三子

の一つの応用であった。しかし之を、そのように応用せしめざるに
 行くと、眼前のテーマは、深刻をうかせるが低次元のものに矢張りいつ
 戻ったのである。例として、(4) 5月と論じられた場合の直接・対等・公
 同の原則 (5) 自己の意見を、〈注意〉必然的他人を媒介して伝
 える回路の設定 (6) 論じられた対象 同一 時間の距離を定めた後に
 相手に委託せよ、等々。

私の ~ '86. 10. 3 ~ 10 の提起が私の個人的意図をこえて
 威力をもったとすれば、前記の方法に反するものは、金銭的報酬
 がらみで大学斗争 ~ < > 斗争と対立する二つの点と、この直感か
 らぬかぬの参加者 E 5 7 4 1 だかどうかと私は考へてゐる。(もちろん、
 この時期に、〈私〉に対して生じた〈殺〉意を含まない減減がらみ、と、この
 減減願望の別の大き〜テーマとして知覚化し録しなくてはなりませぬ。
 が、今こゝで述べたものは次のことである。)

あなた(方)にとって、例として〈6〜〉が月の委託と、この形では
 いるテーマに因りて、この形を知覚化していつあるか、本来、前記の
 ~ '86. 10. 3 ~ 提起に対応する位相を自己準備してゐるか、あるか、
 結果的にうかされたにすぎないか... 理由 ~ 未来形で (7) (8) にどう初めようか...

竹中さんの4. 7. 5の半紙にある (3) のテーマ、このことに深く交差
 してゐるのでは。

(3) 昨年の大阪でのうた合での時と、私は何處か、(4) 根本は
 公判にこそなれど、(5) 鈴木さんは証人として証言しつゝ大か
 らぬ。と語りました。これは、この言葉を含まるテーマの 構 の経緯と
造

して判断すれば、(1) についても、公判調書が読して記録して、
 公判を媒介するテーマに、ついても、この知覚化表現せよ。(2) 裁判所が
 認められる可能性の大き〜証言より前に、必ず、巨大な証言が必要で
 いるか。と、私の語つてゐるのは、明らかである。あなた(方)
 たけでなく、証言の真意とせよ、ついで考へてゐる人々、経緯
 のために、あなた(方)に、証言をします。

つまり、私としては、今後、あなた(方)根本に、たけ、刑事公判や
 人事院審理への参加を希望すること、全く想定してゐない、あり
 ない、と考へてゐるのです。

(4) 竹中さんは、あなた(方)が5. 12に会議を設定するよう提起
 してゐるが、私は、この日と、4月中 ~ 下旬に設定される
 〈自発通信〉設置会(日時 ~ 場所は、あなた(方)に知りませぬ。)にて
 あなた(方)が参加されるよう望みます。いまして、これは、
 この他に、同封の ~ 3. 30 ~ 10 の二つのレシエを参照し
 て下さい。この形を障害があるか(指力に拘束されてゐたり、
 此層の形に、〈死〉と接して入院してゐる限り) 参加される
 (私は3. 31 ~ 4. 1に信州へ巡回して、) 必然があること、参加される
 方は、走つと予備以上の大き〜成果に出会うであろうこと、
 交通費 ~ は、この形を方法で、あなた(方)が提出可能であること
 を付記します。

~ '87. 4. 9 ~ 松下昇

鈴木との様

4.11日の速達をうけとりました。

4.19に参加されることと大へん重要なこととして、うれしく思っております。昔々も私の後輩学友の討論〜から二次的に集積した〈11〉万円をお送りしますが、これは札幌にいる〈4〉人の〈片道〉分の交通費とお考之下さい。〈交通費〉を含むテーマの読者について、〜4.19〜に討論し、全員で負担し合、ていこうと考之ております。かりにたゞに具体的には負担しなくて、私は支之続けるつもりでございます。

なお、ご至心は、あまた(方)が重要と考之るテーマ(「会議」や「討論、〜の異知〜を含む」)について、レジューを作成しておいて下さること、非参加者があると思われる、その人のレジューの発言を筆記して下さること、をお願ひします。
と引いて、同様に

〜87.4.14〜

松下昇

松下昇より

〜4.9〜付お手紙と〜3.30〜付レジュー受けとります。

4月19日(日)の〈白夜通信〉読者会には、今とこ参加しようと思っております。

討論の脈絡の中で、松下さんの手紙の中心さんの手紙への返答〜

〜異知〜も述べていただけるかもしれません。(「会議」や「討論」〜への

異知〜も入りました。)

尚、交通費については、お礼もいささかの方がよいとお考之たい。

二人の交通費11万円を至急送っていただけますと幸いです。

とさせていただきます。

1987. 4. 11

鈴木 昇

鈴木 之 稿

前便への追記です。

元年度の宿泊場所として、六月の学生ローには〈1〉及び〈2〉
部を予備としておきました。

これは、お送りした〈1〉石田の海苔からの準備として、この
前記の宿泊場所と活用して下さる。
※

*に〜とは、4/9の会場で、さらに具体的に意向します。

～ 87. 4. 15 ～

松 下 昇

書簡集(4)というかたちにはできず、~1987.1~5~と単に書簡が送
受されていた日付の時系表示としての発行が、どのような事象(のうへ)と
して意味をおびていくか、今のところよくわからないし、(1)、(2)、(3)...
は何であったのか、どこからどうするか、なるのかも見とあせない。

ただ、松下昇からとどいてくる手紙をコピーして少数の読者に提示
しておきたい、しなくてはならないという思いが、始めた作業が、このまゝ
袋小路に突入してしうとは予想してはいなかった。これは、おそらく、松下
昇~と...固有名を離れ、思想表現の問題である、と書いてみても、
よけい困難にしきつらくなっていくだけなのよ)である。

書簡集(3)まではくちでも確かに書いたという感覚はあったが、この
~1987.1~5~は、その感覚がない。作業中、今までのないような
なことが殺到し、浮き足たえられ、限られた時間にせかされ続け
てきたというわけでは必ずしもないのに、これはどうしたことか、と一
頭のなかに疑、てみるが、ふらつきも、痛みもほとんどおさま
り、あるてきまはいる。くちでいて、着... 靴、床、地してはいら

ながら体勢をととのえようとするも、体力がつかない。一旦、こ
たまり、あてはどうかかわらないこととしていこうという思いもか
ためるが、そんな時、あてをかくて坐、腰をため立とうとしている
のか判然とし、姿勢で、かすかに微笑って、手はあやヒリの仕事
ではあるか何か描うとしている影絵のよな動作がみえてくる。

松下昇の手紙の筆跡をそのコピーで初めてふく見続けた人に
指摘されてはじめてわかることでは必ずしもないか? そのコピーが
行く読みにくくなってきている特徴は、ふくかふくか筆圧の
一貫なく、手で無重刀状況のなかでの複(素)数真とし
書くことにかぎらない諸行のたに拡散し、内部と外部との出入り
(自由に)昇降しながら、結局、くちらへかくことになってきている

のではないが、ということである。

しゃべるように書く、かくように話す、— それをどうした、ということでも
ないか? しれないが問題は、あまた~か? どこで、どんな空間で書き、読ん
で、どうやって伝えようとしているか? ち、すくくにして、無限遠真の獄中
にあき、降着者、さらに~にいき寄せられ、不可避の出会いにおける存在
の交換条件として、相互~共同で過渡期の表現過程に問われていること
である。

不可逆の矛盾に、可逆的である(可逆的であることと本質とする)表現
(... 過程)でいごみ、くちこそ表現の根拠があり、くちでしか表現する
な、そう松下昇~は言っているよ)!

倒底の、最低限の訂正表を今回も作成できなかったばかりがコピー
印刷すべき書簡集の左右を途中から逆にコピーしてはいると... 段階
で気づき、そのまにしている。

今は、蛇腹のおりに穏急に伸縮する複(素)数の時間軸、くち
~の突起にふれ、おしおくり出され、どのおな思かいかできずか
検証してみようか。

母の死による罪障感の自由に、くちに部分的な自死(の自覚)
にかまわて、降りていく...

~2008.11~

~気付 金本浩一